

有価証券報告書

事業年度 自 平成18年4月1日
(第55期) 至 平成19年3月31日

広島県廿日市市木材港南1番1号

株式会社ウッドワン

(221018)

第55期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ウッドワン

目 次

	頁
第55期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	22
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態及び経営成績の分析】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【自己株式の取得等の状況】	49
3 【配当政策】	50
4 【株価の推移】	50
5 【役員の状況】	51
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	54
第5 【経理の状況】	57
1 【連結財務諸表等】	58
2 【財務諸表等】	95
第6 【提出会社の株式事務の概要】	123
第7 【提出会社の参考情報】	124
1 【提出会社の親会社等の情報】	124
2 【その他の参考情報】	124
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月29日
【事業年度】	第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 本 祐 昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 吉 岡 孝 治
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 吉 岡 孝 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (百万円)	66,240	70,832	68,945	70,220	88,797
経常利益 (百万円)	3,411	3,616	2,191	433	3,125
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	4,333	2,868	2,225	△2,983	4,817
純資産額 (百万円)	35,209	36,627	38,898	35,329	48,752
総資産額 (百万円)	105,502	103,827	110,751	110,763	143,520
1株当たり純資産額 (円)	719.88	768.82	816.91	750.22	880.53
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	87.47	57.69	45.55	△64.32	102.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	57.68	45.53	—	102.13
自己資本比率 (%)	33.37	35.28	35.12	31.90	28.85
自己資本利益率 (%)	12.95	7.99	5.89	△8.04	12.56
株価収益率 (倍)	7.95	18.74	20.18	△12.44	9.76
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,421	4,306	3,121	2,129	7,291
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,164	△6,363	△5,809	△6,525	△5,379
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,445	△1,401	2,220	1,958	772
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	7,807	4,283	4,412	2,032	4,610
従業員数 (名)	3,174	3,239	3,252	3,193	4,599

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第51期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

3 第54期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」金額については、潜在株式は存在するが1株当たり当期純損失であるため記載していない。

4 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月
売上高 (百万円)	64,420	68,822	65,952	67,346	69,657
経常利益 (百万円)	2,499	4,142	2,494	489	1,654
当期純利益 (百万円)	1,176	1,726	1,350	101	886
資本金 (百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数 (株)	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846
純資産額 (百万円)	31,713	32,899	33,493	32,569	32,928
総資産額 (百万円)	68,426	69,181	73,407	73,583	82,440
1株当たり純資産額 (円)	648.29	690.41	703.21	691.52	699.35
1株当たり配当額 (円)	12.00	15.00	15.00	12.00	12.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 (円)	22.92	34.17	27.14	1.13	18.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	34.17	27.14	1.13	18.80
自己資本比率 (%)	46.35	47.55	45.63	44.26	39.89
自己資本利益率 (%)	3.72	5.34	4.07	0.32	2.70
株価収益率 (倍)	30.32	31.64	33.86	707.96	53.02
配当性向 (%)	52.36	43.90	55.27	1,057.03	63.63
従業員数 (名)	1,625	1,613	1,577	1,574	1,550

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第52期の1株当たり配当額15円は、上海新工場操業記念配当3円を含んでいる。

3 第53期の1株当たり配当額15円は、創業70周年記念配当3円を含んでいる。

4 第51期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

5 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2 【沿革】

当社(昭和25年8月8日設立、昭和49年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに平成14年10月商号を株式会社ウッドワンに変更)は、昭和49年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併したが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にある。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質的存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載している。

年月	摘要
昭和10年5月 昭和27年4月	前取締役会長中本勇が広島県廿日市市(当時 佐伯郡吉和村)に個人による木材業を開始 前取締役会長中本勇が発起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
昭和31年10月	本社および工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転
昭和32年5月	床板(フローリング・ボード)工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始
昭和42年7月	合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板(フロンク)の製造販売を開始
昭和44年3月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業(旧)に商号を変更
昭和48年9月	株式会社住建産業(旧)が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始
昭和49年4月	株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業(旧)、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
昭和49年11月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始
昭和50年10月	100%出資の販売会社東洋住建株式会社(現 株式会社ジューケン特販)を設立(現 連結子会社)
昭和53年12月	大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場
昭和54年11月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
昭和55年10月	本社にて造作材工場を新設し、LVL(平行積層合板)による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
昭和55年12月	株式会社住建造作材(現 株式会社ウッドジョイ)を設立(現 連結子会社)
昭和59年2月	時田木材工業株式会社(のちに住建木材工業株式会社へ商号を変更)を買収
昭和59年8月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始
昭和60年9月	本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建(現 連結子会社)を設立
昭和62年9月	東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え
昭和63年2月	現在所在地に本社屋新築、移転
昭和63年8月	本社にてドア工場を新設し、生産開始
昭和63年11月	米国子会社HATLEY VENEER INC. を設立
平成2年6月	日商岩井株式会社(現 双日株式会社)とのニュージーランド現地合弁子会社、JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)を設立(現 連結子会社)
平成3年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始
平成4年5月	豊橋にてドア工場を新設し、生産開始
平成6年4月	豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始
平成7年4月	日商岩井株式会社(現 双日株式会社)との中国現地合弁子会社、住建日商(上海)有限公司(現 住建(上海)有限公司)を設立
平成8年10月	茨城県坂東市(当時 岩井市)に関東事業所を新設し、事業開始
平成9年4月	シンガポール子会社SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. を設立(現 連結子会社)
平成10年3月	SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. が、日商岩井株式会社(現 双日株式会社)が保有する住建日商(上海)有限公司の出資持分の全てを買い取り、同6月住建(上海)有限公司に商号を変更(現 連結子会社)
平成11年12月	フィリピン子会社JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. を設立(現 連結子会社)
平成14年3月	米国子会社HATLEY VENEER INC. を清算
平成14年10月	株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更
平成14年12月	中国子会社木隆木業(上海)有限公司(現 沃達王木業(上海)有限公司)を設立(現 連結子会社)
平成15年10月	住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併
平成16年9月	中国子会社沃達王國際有限公司を設立(現 連結子会社)
平成17年6月	有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスを設立(現 連結子会社)
平成18年10月	I G C株式会社を設立(現 連結子会社)
平成18年12月	I G C株式会社が、平成18年12月27日付公開買付け及び平成19年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化(現 連結子会社)

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び子会社24社及び関連会社3社から構成されており、事業は住宅建材事業及び住宅設備機器事業並びにプラント事業を主たる事業としている。

なお、当連結会計年度より、事業の種類別セグメントの区分を変更している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)事業の種類別セグメント情報」の「(注)5 事業区分の変更」を参照。

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであり、各事業区分はセグメント情報の区分と同一である。

住宅建材事業

植林を含む山林経営、合板床板・造作材などの木質総合建材の製造及び販売をしている。

(主な関係会社) 当社及び(株)中国住建、JUKEN NEW ZEALAND LTD.、沃達王國際有限公司、JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.、沃達王木業(上海)有限公司、住建(上海)有限公司

住宅設備機器事業

厨房機器・洗面機器・浴槽機器などの製造及び販売並びに修理をしている。

(主な関係会社) (株)ベルテクノ及び(株)東海ベルテクノ、Belteco Malaysia Sdn. Bhd、Canyon Creek Cabinet Company、上海百特諾厨衛設備有限公司

プラント事業

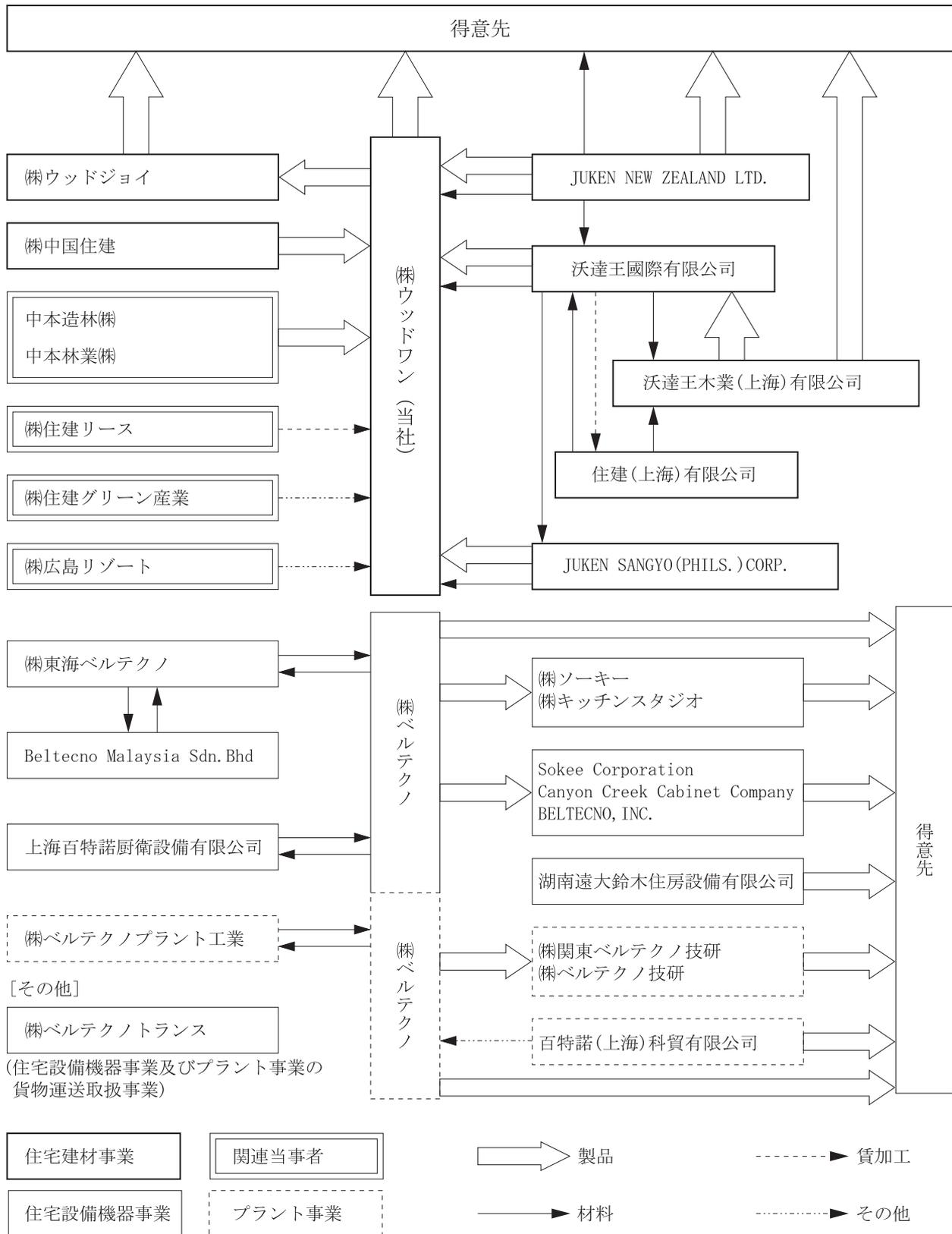
給排水衛生機器・染色整理機械などの製造及び販売並びに修理をしている。

(主な関係会社) (株)ベルテクノ及び(株)ベルテクノプラント工業、百特諾(上海)科貿有限公司

(株)ジューケン特販(旧 (株)ワンズネット)は、平成4年2月1日以降事業活動を休止している。なお、(株)ワンズネットは平成18年10月23日付けで商号を(株)ジューケン特販に変更した。

(株)ベルテクノ技研は、持分法非適用の関連会社である。

(2) 事業の系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) JUKEN NEW ZEALAND LTD. (注)1, 2	ニュージーランド オークランド市	百万ニュージーランド ドル 60	・植林を含む山林経営 ・木製品等の基材及び構造材の製造	85 (85)	当社製品の構造材及び基材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
住建(上海)有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市宝山区	百万米ドル 7	集成材、木製内装建材の製造	100 (100)	当社製品の基材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
沃達王木業(上海)有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市嘉定区	百万米ドル 5	木質内装建材の製造	100 (100)	当社の木質内装建材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. (注)1, 2	フィリピン共和国 スービック	1,488	構造材の製造	100 (100)	当社製品の構造材の製造委託 当社より工場機械設備を貸与 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員3名)
沃達王國際有限公司 (注)2, 4	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港 ドル 450	海外子会社の統括及び海外での資材調達ならびに販売	100	当社への資材供給 役員の兼任 2名 当社より債務保証
SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. (注)1, 2, 4	シンガポール	百万シンガ ポールドル 98	海外子会社の統括及び海外での資材調達ならびに販売	100 (91)	当社への資材供給 役員の兼任3名 (うち当社従業員1名)
株式会社中国住建	島根県 鹿足郡吉賀町	50	木質床板の製造	100	当社製品(床板)の製造委託 役員の兼任 3名
株式会社ウッドジョイ	広島県 廿日市市	10	エクステリア 販売・施工	100	当社エクステリア製品の販売 当社より資金援助 役員の兼任 5名 (うち当社従業員1名)
株式会社ジューケン特販	広島県 廿日市市	50	事業活動休止	100	役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
有限責任中間法人ウッドワンセ キュリティーズホールディング ス	広島県 廿日市市	36	株式会社に発行 する新株予約権 の取得・保有・ 処分	100	当社の企業価値防衛策で発 行した新株予約権の割当先 役員の兼任 2名
I G C株式会社	広島県 廿日市市	100	有価証券の取得 及び保有	53.3	投資目的会社 役員の兼任 4名
株式会社ベルテクノ (注)1, 2	愛知県 一宮市	2,137	住宅設備機器の 製造、販売及び 施工	53.3 (53.3)	なし
株式会社東海ベルテクノ (注)1	岐阜県 瑞浪市	100	給排水衛生機器 等の製造及び加 工	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルテクノプラント工 業 (注)1	岐阜県 美濃市	100	給排水衛生機器 等の製造及び加 工	53.3 (53.3)	なし
株式会社ソーキー (注)1	愛知県 名古屋市中千種区	150	厨房機器等の販 売	53.3 (53.3)	なし
株式会社関東ベルテクノ技研 (注)1	埼玉県 鳩ヶ谷市	150	各種水道工事用 タンクの設計・ 管理及び販売	53.3 (53.3)	なし
株式会社サンスタージャパン (注)1	東京都 中央区	10	玩具類の販売等	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルテクノトランス (注)1	岐阜県 美濃市	50	貨物取扱事業及 び厨房機器並び に給排水衛生機 器の配送、施工 及び修理	48.0 (48.0)	なし

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
BELTECNO, INC. (注)1, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 6	(注)5	53.3 (53.3)	なし
Canyon Creek Cabinet Company (注)1, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビ ネットの製造販 売	53.3 (53.3)	なし
Sokee Corporation (注)1, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビ ネットの販売	53.3 (53.3)	なし
Beltecno Malaysia Sdn. Bhd. (注)1	マレーシア セランゴール州	百万リン ギット 9	厨房機器部品の 製造	53.3 (53.3)	なし
上海百特諾厨衛設備有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市	百万米ドル 3	厨房機器部品の 製造	53.3 (53.3)	なし
百特諾(上海)科貿有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市	百万米ドル 0	金型の設計及び 輸出等	53.3 (53.3)	なし
(持分法適用関連会社) 株式会社キッチンスタジオ (注)1	兵庫県 神戸市灘区	76	厨房機器等の販 売	19.5 (19.5)	なし
湖南遠大鈴木住房設備有限公司 (注)1	中華人民共和国 湖南省長沙市	百万米ドル 24	浴槽機器等の製 造販売	13.3 (13.3)	なし

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有である。

2 特定子会社である。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はない。

4 沃達王國際有限公司はSHIGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. より業務を移管し、平成17年9月から海外子会社の統括及び海外での資材調達を行っている。

なお、SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. は準備が整い次第、解散する予定である。

5 BELTECNO, INC. は、Canyon Creek Cabinet Company及びSokee Corporationの議決権を100%所有している持株会社である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
住宅建材事業	3,192
住宅設備機器事業	1,121
プラント事業	286
合計	4,599

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。
- 2 従業員数が前連結会計年度末に比べて1,406名増加しているが、主として連結子会社 I G C 株式会社、平成18年12月27日の公開買付及び平成19年3月1日付株式交換を行い、株式会社ベルテクノの全株式を取得し完全子会社化したことによる。

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,550	36.9	12.6	4,742

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油や素材価格の高騰、金利の上昇などにもかかわらず、設備投資の拡大や雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の増加により、引続き国内民間需要を中心とした回復基調が維持された。

当住宅関連業界においては、中華人民共和国などの木材輸入の増加と東南アジアの伐採規制の強化で木材の国際価格は上昇しているものの、国内の新設住宅着工戸数は、全体では前年同期と比べ4.4%増となった。雇用・所得環境が改善していることに加え、地価の下げ止まり、団塊ジュニア世代の住宅取得なども住宅着工戸数全体の下支えの要因となった。当社の得意とする持家分野は平成18年に入って増加に転じ前年比1.5%の増加となった。

建材市場は今後、主たる住宅購買層となっている団塊ジュニア世代のピークが過ぎることによって、新設住宅着工戸数が減少し、急激な拡大は期待できないものの、戦略次第でメーカー間に大きく業績の差が生じることが予想されることから、当社グループは、下半期において従来の住宅建材事業と住宅設備機器事業の融合による業務上のシナジー効果をめざし、連結子会社であるIGC株式会社が住宅設備メーカー(株)ベルテクノの株式を友好的TOBにより取得し完全子会社化した。

当連結会計年度において、従来のウッドワンの住宅建材事業としては「無垢の木のぬくもりを味わえる」ジュピーノシリーズを中心に新製品の投入・拡販に努め、収益面では、合板価格の高騰によるコストアップ要因はあったものの、価格の値戻しやコスト削減を行った結果、住宅建材事業の売上高は、74,714百万円(前年同期比6.4%増)となった。

(株)ベルテクノ株式取得により、従来のウッドワングループの連結売上高に加え、下半期のベルテクノのキッチン・洗面・浴槽の住宅設備機器事業の売上高9,524百万円、同じく給排水衛生機器・染色機械などのプラント事業の売上高4,558百万円が増加した。

その結果、売上高は88,797百万円(前年同期比26.5%増)、経常利益は3,125百万円(前年同期比620.2%増)、当期純利益は4,817百万円(前年同期は当期純損失2,983百万円)となった。なお、主に急激なニュージーランドドル高によりニュージーランド子会社の外貨建借入に係わる為替評価益、企業再編の一環としてシンガポール子会社から香港子会社への機能移転に伴う為替差損と合算して3,612百万円の為替差益を特別利益に計上している。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

① 住宅建材事業

住宅建材事業の売上高は、国内においてはジュピーノシリーズを中心に新製品の投入・拡販に努めるとともに価格の値戻しを行った。また、ニュージーランド子会社の外販が好調であった。収益面では、合板価格の高騰によるコストアップ要因はあったものの、価格の値戻しやコスト削減を行った。その結果、74,714百万円と前年同期と比べ4,494百万円(6.4%)の増収となり、営業利益は3,466百万円となった。

合板床板

売上高は、15,663百万円と前年同期と比べ2,622百万円(20.1%)の増収となった。

主に大衆商品のみならず、自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売が好調となり前年同期に比べ増収となった。

造作材

売上高は、40,698百万円と前年同期と比べ577百万円(△1.4%)の減収となった。

低価格商品や無垢を基調としたジュピーノシリーズは微増となったが、主に採算性を考慮して販売先を選定した結果、売上高が減収となった。

その他

売上高は、18,352百万円と前年同期と比べ2,449百万円(15.4%)の増収となった。

主に国内は木軸、床板は好調であったことに加え、価格上昇が売上増加に寄与した。また、ニュージーランド子会社において、ニュージーランド国内のみならず、オーストラリアへの合板用の材料、中東向け建設用の材料の売上が好調であった。

② 住宅設備機器事業(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)

国内の住宅設備機器事業においては、コンパクトキッチン及び洗面化粧台に新商品を投入するも受注回復にはいたらず、価格競争の一層の激化、材料価格の上昇等の影響もあり、売上高・利益ともに苦戦が続いた。従来のウッドワングループとのシナジー効果や、営業所や物流の統廃合による経費削減等を図ることを決定したが、その効果の実現は次期以降となり、国内においては営業黒字にはいたらなかった。しかし、米国の住宅設備機器事業においては、住宅着工の面で見ると比較的堅調さが続いたこと及び積極的な販路拡大等の営業活動により業績は順調に推移し営業黒字となっている。その結果、国内外を合計した売上高は、9,524百万円となり、営業利益は65百万円となった。

③ プラント事業(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)

給排水タンク市場において、民間の設備投資は引き続き堅調に推移するも、公共事業が国の機関、地方の機関ともに前年と比べ、建築物の減少、配水池の着工の減少やステンレス材料の大幅な価格上昇もあった。染色機械は新規の受注が望めない状況が続き既存機械のメンテナンスに関する売上が主体で推移した。その結果、売上高は、4,558百万円 営業利益は507百万円となった。

※住宅設備機器事業及びプラント事業の業績は、株式会社ベルテクノの株式を平成18年12月27日に取得したことにより連結子会社となり、下期首をみなし取得日として下半期より連結の範囲に含めている。

所在地別セグメントの業績はセグメント間の内部取引を含めて次のとおりである。

① 日本

売上高は、78,649百万円と前年同期と比べ11,217百万円(16.6%)の増収、営業利益は2,095百万円と前年同期と比べ1,514百万円(260.8%)の増益となった。

② 米国

売上高は、5,218百万円、営業利益365百万円は、全てベルテクノ米国子会社の業績である。

③ ニュージーランド

売上高は、19,103百万円と前年同期と比べ3,953百万円(26.1%)の増収、営業利益は1,402百万円と前年同期比1,482百万円の増益となった。連結外への売上高が4,640百万円となり、前年同期と比べ1,884百万円(68.4%)増加した。

④ 中華人民共和国

売上高は、7,088百万円と前年同期と比べ1,982百万円(38.8%)の増収、営業利益は20百万円と前年同期比125百万円の増益となった。

⑤ その他の地域

売上高は、4,979百万円と前年同期と比べ3,132百万円(169.7%)の増収、営業利益は51百万円と前年同期比210百万円の増益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローについては、営業活動により7,291百万円増加し、投資活動により5,379百万円減少し、財務活動により772百万円増加した。この結果、現金及び現金同等物は2,578百万円の増加となり、期末残高は4,610百万円(前年同期比126.9%増)となった。

営業活動により得られた資金は、7,291百万円となり、前年同期に比べ5,161百万円の増加となった。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益6,739百万円とキャッシュ・フローに影響しない為替差益が3,873百万円、減価償却費4,972百万円、仕入債務の増加額が1,462百万円であり、支出の主な内訳は棚卸資産の増加額2,868百万円、利息の支払額1,271百万円、法人税等の支払額529百万円である。

投資活動により使用した資金は、5,379百万円と前年同期に比べ1,145百万円(17.6%)の減少となった。主な投資内容は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に4,613百万円、(株)バルテクノ株式取得などの子会社株式取得のために4,098百万円支出し、投資活動により得た資金は投資有価証券の売却による4,094百万円である。

財務活動により得られた資金は、772百万円となり、前年同期に比べ1,186百万円(60.6%)の減少となった。収入の主な内訳は将来の金利変動のリスクを回避するために社債発行6,000百万円、シンジケートローンによる資金調達6,000百万円、(株)バルテクノ株式取得のための投資目的会社 I G C(株)の少数株主からの払い込みによる収入1,400百万円であり、支出の主な内訳は調達した資金による借入金の返済12,557百万円、配当金の支払額565百万円である。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	11,536	14.5
造作材	23,733	△5.2
その他	11,808	△3.4
住宅建材事業 計	47,079	△0.5
住宅設備機器事業	5,268	—
プラント事業	3,338	—
合計	55,686	17.7

(注) 1 従来、品目別に記載していたが、当連結会計年度において、I G C株式会社が株式会社ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、事業分野が拡大したことに伴い、事業の実態を反映した、より適正なセグメントで「住宅建材事業」「住宅設備機器事業」「プラント事業」に変更している。

また、「住宅設備機器事業」「プラント事業」については、当連結会計年度からの表示になるため、前年同期比を表示していない。

2 金額は製造原価により表示している。

3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っているが、その比率は僅少であるため、記載を省略している。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	15,663	20.1
造作材	40,698	△1.4
その他	18,352	15.4
住宅建材事業 計	74,714	6.4
住宅設備機器事業	9,524	—
プラント事業	4,558	—
合計	88,797	26.5

(注) 1 従来、品目別に記載していたが、当連結会計年度において、I G C株式会社が株式会社ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、事業分野が拡大したことに伴い、事業の実態を反映した、より適正なセグメントで「住宅建材事業」「住宅設備機器事業」「プラント事業」に変更している。

また、「住宅設備機器事業」「プラント事業」については、当連結会計年度からの表示になるため、前年同期比を表示していない。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三井住商建材㈱	12,774	18.2	13,798	15.5
住友林業㈱	8,057	11.5	10,006	11.3

3 【対処すべき課題】

翌連結会計年度においても、日本経済は、さらなる原油価格並びに素材価格の高騰、金利の上昇による企業収益への影響が懸念されるものの、先行については、順調な回復基調にあると思われる。

このような中、当社グループは、引続きコスト削減に努めるとともに、お客様に好評を得ているジュピーノシリーズを中心とした新商品の開発、国内外での販売網の拡充等、積極的な営業展開を進めていく。また、従来の㈱ウッドワンの住宅建材事業と㈱ベルテクノの住宅設備機器事業の全国営業所や物流の統廃合や技術交流などの融合による業務上のシナジー効果をめざして企業価値向上に努める。さらに当社グループが所有するニュージーランドの山林資源を有効活用して海外及び国内市場に環境循環型の木材資源を提供するとともに、すでに実施している木くずを利用したバイオマス発電など貴重な木材資源を有効に活用するシステムを構築していく所存である。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考える。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするものであったり、株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられる。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造業の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えている。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えている。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施している。

① 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様に提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開している。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題である。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為である。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきた。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえる。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきた。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面したが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきた。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育材、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、(Ⅱ)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、(Ⅳ)高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、(Ⅴ)中華人民共和国の発展に伴う住宅需要増加を見込み、中華人民共和国も含めた日本以外での海外販売の拡大、ブランド力ある商品の製造・販売に努めていく。

② コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、当社取締役会は、平成19年3月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。

会計監査は平成18年4月から6月までは中央青山監査法人に、平成18年7月以降は一時会計監査人である西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はない。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成17年5月25日開催の取締役会において、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、平成17年6月29日開催の定時株主総会における承認(特別決議)を得ることを前提に、第一回SPC方式信託型セキュリティプラン(以下「信託型プラン」という。)を導入することを決議した。そして、同防衛策の導入について、同定時株主総会において承認(特別決議)を得て可決した。また、その存続について平成18年6月29日開催の定時株主総会において承認を得て可決した。

また、当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催の定時株主総会において承認(普通決議)を得ることを条件として、第二回事前警告型セキュリティプラン(以下「事前警告型プラン」といい、信託型プランとあわせて、以下「本プラン」という。)を導入することを決議した。そして、同防衛策の導入について、同定時株主総会において承認(普通決議)を得て可決した。

本プランの概要は、以下のとおりである。

① 導入の目的

当社に対する買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げてきた林業及び木材建材製造業の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えます。

従って、当社に対する買収等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる買収等の是非につき最終的な判断を行う株主が、適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、買収等の条件や買収等の後の当社の経営方針等が、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えている。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、買収提案の内容を改善させるべく当該買収提案者等と交渉することが取締役会の責務であると考えている。

加えて、買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該買収等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社取締役会は、買収等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることになるものと考え、本プランを導入した。

② 本プランの要旨

(ア) 意向表明書の提出

買収提案者等は、買収等に先立ち、買収提案者等の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買収等の概要、当社が導入している「第一回SPC方式信託型セキュリティプラン」及び「第二回事前警告型セキュリティプラン」のルール(以下「買収等ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を明示した書面を提出するものである。

(イ) 必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10日以内(初日不参入)に当該買収提案者に対して、買収等に関する情報として当社へ提出を求める事項について記載した書面を交付する。当該買収提案者等は、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に書面で提供するものである。

[必要情報の例]

- ・ 買収提案者等及びそのグループの概要、経歴、属性等
- ・ 買収等の目的、方法及び内容
- ・ 買収等に際して第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ・ 買収対価の算定根拠及び買収資金の裏付け
- ・ 買収提案者等に対する買収資金の提供者の名称その他の概要・属性
- ・ 買収等完了後の当社及び当社グループの経営方針及び事業計画
- ・ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ・ その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

なお、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が買収等の評価・検討するための必要かつ十分な情報が買収提案者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」という。)を買収提案者等に行う。

(ウ) 必要情報の開示

意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提出された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につき適時適切に開示する。

(エ) 取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

当社取締役会は、買収提案者等による情報提供完了後、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行う。

なお、評価・検討の期間は次のとおりとする。

- a. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から60日間(初日不参入)

b. a. 以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から90日間(初日不参入)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価期間終了日までに、当社取締役会の意見を取りまとめ、公表している。

(オ) 買収等の開始

買収提案者等は、評価期間が経過した後においてのみ、買収等を開始することができるものとする。

③ 買収等がなされた場合の対応方針

(ア) 買収提案者等が買収等ルールを遵守した場合

当社取締役会は、買収等ルールが遵守された場合には、原則として、当該買収等に対する対抗措置をとらないものとする。ただし、当社取締役会が買収等が濫用的なものであると判断する場合、またはこれにより当社の企業価値の最大化を妨げるものであると判断する場合には、当該買収等に対する対抗措置をとることができるものとする。濫用的な買収等であるか否か、またこれにより当社の企業価値最大化を妨げる買収等であるかについての具体的な判断基準を設け、この判断は特別委員会が行い、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重する。

(イ) 買収提案者等が買収等ルールを遵守しなかった場合

買収提案者等により買収等ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、買収提案者等に対抗することができるものとする。

(ウ) 対抗措置の内容

買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型プランが選択するが、信託型プランの迅速な発動が困難な場合等信託型プランが買収防衛策として適切に機能することが困難な状況が生じる場合には、事前警告型プランに基づく対抗措置が選択される。従って、信託型プランに基づく対抗措置と事前警告型プランに基づく対抗措置が同時に発動されることはない。信託型プランに基づき対抗措置が発動される場合には、差別的行使条件付の新株予約権が株主の皆様へ分配され、事前警告型プランに基づく対抗措置が発動される場合には、差別的行使条件・差別的取得条項付の新株予約権の無償割当てが行われる。

(エ) 特別委員会の設置

対抗措置の発動の有無の決定権限は、取締役会に属するものであるが、その合理性・公正性を担保するため、当社は特別委員会を設置する。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、監査役・外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から選任する。平成19年4月27日現在、特別委員会の委員には、宮崎正樹氏、肥和野邦夫氏、村岡卓夫氏、須山正敏氏及び竹廣 隆氏が就任している。

当社取締役会は、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとする。

④ 株主・投資家に与える影響等

(ア) 買収等ルールが、株主・投資家に与える影響等

買収等ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えている。

なお、買収提案者等が買収等ルールを遵守するか否かにより買収等行為に対する当社対応方針が異なるので、買収提案者等の動向にはご注意ください。

(イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動によって、当社株主の皆様(買収等ルールに違反した買収提案者等を除く。)の法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態を想定していないが、当社取締役会が具体的に対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行う。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

上記(2)の取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記(1)のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えている。また、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的に、上記(2)の取組みを実施している。

従って、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、上記(3)に記載のとおり、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買収提案者等、及び濫用的なものであると判断される買収等、またはこれにより当社の企業価値の最大化を妨げる買収等を行おうとする買収提案者等に対して対抗措置を発動できるとすることで、これらの買収提案者等による買収等を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。また、上記(3)の取組みは、上記(3)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、買収提案者等に対して、当該提案者等が実施しようとする買収等に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されるものである。さらに、上記(3)に記載のとおり、上記(3)の取組みにおいては、株主の皆様の意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される特別委員会の設置及び取締役会に対抗措置の判断にあたり特別委員会の勧告を最大限を尊重すること等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものである。

従って、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがある。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

(1) 業績の変動要因について

① 原材料価格の変動による影響について

当社グループは、床材を主体とした二次加工合板の製造および造作材等木質建材製品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材については主にニュージーランドからの輸入によっている。

当社グループ内における木材の調達リスクおよび価格変動リスクを軽減するため、ニュージーランドの子会社JUKEN NEW ZEALAND LTD.において山林経営を行っているが、市況変動等の要因(国際的木材価格の変動)によって木材の価格が変動した場合には当社グループの業績に影響を与える可能性がある。また、住宅設備機器事業、プラント事業においても、主材料として使用しているステンレス鋼の国際的市況の著しい価格変動が当該事業の業績に影響を与える可能性がある。

② 為替変動による影響について

当社グループにおいては、上記①に記載のJUKEN NEW ZEALAND LTD.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建としており、当社においては為替の変動による影響は受けないものの、ニュージーランドドルの変動によって、JUKEN NEW ZEALAND LTD.において為替差損益が発生する可能性がある。このリスクを回避するため長期為替予約を行っている。また、ニュージーランドからの木材を中華人民共和国の子会社で加工し、輸入している製品に関する決済条件は米ドル建としており、米ドルの変動によって当社において為替差損益が発生する可能性がある。これらは、連結決算上為替換算する過程での為替相場の変動によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。また、海外子会社の借入金についても、会計通貨以外の借入通貨による借入金において為替換算による損益が発生する可能性がある。

(2) ニュージーランドにおける事業内容及び業績・資産の推移について

当社グループはニュージーランドにおいて、JUKEN NEW ZEALAND LTD.を通じてニュージーパイン等の植林を含む山林経営を行っている。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っている。山林経営については、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっている。そのため、連結キャッシュ・フローにおいては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当している。

所在地別セグメントによるニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、営業利益、資産の推移と当社グループ連結ベース(内部取引消去後)は以下のとおりである。

(ニュージーランドの売上高、営業利益、資産の推移)

		平成15年3月期 (百万円)	平成16年3月期 (百万円)	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)
ニュージーランド	売上高 (注)	14,267 (12,669)	15,692 (13,731)	16,201 (13,282)	15,149 (12,393)	19,103 (14,462)
	営業利益又は 営業損失(△)	1,385	629	△190	△80	1,402
	資産	38,807	40,360	40,229	38,655	45,938
連結	売上高	66,240	70,832	68,945	70,220	88,797
	営業利益	4,752	5,757	3,384	801	3,821
	資産	105,502	103,827	110,751	110,763	143,520

(注) 売上高下段の括弧内数値はセグメント間の内部売上高又は振替高である。
残高については単位未満切り捨てにより表示している。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおいては、設備投資資金については主に借入金により賄っており、主としてニュージーランドのほか、米国、中華人民共和国、フィリピン共和国への設備投資を行っている。そのため、借入金に対する依存度が高くなっており、当社グループにおける有利子負債依存度は、平成18年3月期末54.66%、平成19年3月期末49.94%となっている。

当社グループにおいては、今後は償却額の範囲内での投資に留め借入金の減少を図る方針であるが、今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	平成15年3月期 (百万円)	平成16年3月期 (百万円)	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)
総資産	105,502	103,827	110,751	110,763	143,520
純資産額	35,209	36,627	38,898	35,329	48,752
有利子負債残高	53,007	52,256	56,048	60,544	71,677
自己資本比率(%)	33.37	35.28	35.12	31.90	28.85
有利子負債依存度(%)	50.24	50.33	50.61	54.66	49.94

(注) 期末有利子負債残高は、社債および借入金の合計額である。
残高については単位未満切り捨てにより表示している。比率については四捨五入により表示している。

(4) 新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入について

当社は、平成17年6月29日開催の定時株主総会にて新株予約権の有利発行の承認を得たため、平成17年7月1日開催の取締役会において、企業価値最大化のための取組みとして第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式、以下「企業価値防衛策①」という。)及び第一回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式、以下「企業価値防衛策②」という。)の何れかを導入するため、企業価値防衛策①にかかる新株予約権の発行並びに企業価値防衛策②にかかる新株予約権の発行登録を行うことを決議した。なお、企業価値防衛策②については、新株予約権証券の有利発行に関する本発行登録の有効期間が平成18年6月29日をもって終了したため、平成18年6月29日開催の定時株主総会の承認を得たことにより、第二回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式、以下「企業価値防衛策③」という。)を引続き導入した。

当社は、企業価値防衛策①を導入しているが、その発動が不可能又は困難であることが明らかとなった場合に企業価値防衛策①に代わるものとして、企業価値防衛策③を導入した。企業価値防衛策③はあくまで企業価値防衛策①に代わるものであり、企業価値防衛策①と企業価値防衛策③が同時に発動されることはない。

企業価値防衛策①は、当社が予め有限責任中間法人に対して新株予約権を無償で発行し、当該有限責任中間法人は、信託銀行及び当社との信託契約に基づき、取得した新株予約権を信託銀行に対して信託譲渡を行い、信託銀行が当該新株予約権を管理して、将来当社に対して濫用的な買収等が行われ、行使条件が成就した場合に、当該行使条件成就直後の基準日時点の全株主(実質株主を含む。)のうち受益の意思表示を行った株主に対して、その持株数に比例して新株予約権を無償で分配する仕組み(但し、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は分配を受けた新株予約権を行使できない。)であり、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主は、信託銀行に対して受益の意思表示を行い、新株予約権の分配を受けて行使する限り、持株の議決権比率が低下することはない。

他方、受益の意思表示を行い、新株予約権を取得した株主は、新株予約権1個当たり行使価額1円で当社普通株式1株を取得することができますが、その持株の経済的価値への影響については、株主の持株の取得原価、発動時の当社の株価等の諸条件次第であるため、予測することは困難である。但し、平成17年7月7日に国税庁が示した見解によれば、企業価値防衛策①は〔新類型〕に該当するため、新株予約権が無償で分配されても、分配を受けた法人株主及び個人株主には、新株予約権の分配を受けた時点もしくは行使の時点のいずれにおいても、課税が生じないものと解される。上記基準日までに名義書換が完了しなかった場合や上記基準日までに名義書換を完了したものの上記の受益の意思表示を行わなかった場合には、新株予約権の無償分配を受けることができず、持株の議決権比率や経済的価値が希釈化されることとなる。

企業価値防衛策③は、予め新株予約権の発行登録を行うこととし、仮に企業価値防衛策③が発動された場合には、発動直後に設定される割当基準日現在の株主に対してその所有株式1株当たり2個の新株予約権を無償で交付し、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主が新株予約権1個当たり1円の行使価額を払い込むことにより新株予約権を行使して当社普通株式2個を取得することができるようにする仕組み(ただし、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者は新株予約権を行使できない。)であり、特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主は、新株予約権引受の申込を行い、新株予約権の付与を受けて行使する限り、持株の議決権比率が低下することはない。

他方、新株予約権を取得した特定大量保有者並びにその共同保有者及び特別関係者以外の株主は、新株予約権1個当たり、行使価額1円で当社普通株式1株を取得することができますが、その持株の経済的価値への影響については、各株主の皆様の持株の取得原価、発動時の当社の株価等の諸条件次第であるので、予測することは困難である。但し、平成17年7月7日に国税庁が示した見解によれば、企業価値防衛策③は〔新類型〕に該当するため、付与を受けた法人株主及び個人株主には、新株予約権の付与の時点もしくは行使の時点のいずれにおいても、課税が生じないものと解される。

上記割当期日までに名義書換が完了しなかった場合は、新株予約権の無償割当を受けることができず、持株の議決権比率や経済的価値が希釈化されることとなる。

5 【経営上の重要な契約等】

重要性が乏しいため、記載を省略している。

6 【研究開発活動】

当社グループは、「快適な住生活空間の創造」を実現するために、古くから人間と共存してきた木材の特色を活かす工夫をして人や環境に優しい製品作りをすることを基本方針としている。また、当社グループは下半期において従来の住宅建材事業と住宅設備機器事業の融合による業務上のシナジー効果を目指し、住宅設備メーカー株式会社ベルテクノの株式を友好的TOBにより取得し、完全子会社化することで、より一層環境に配慮し、またお客様のニーズにあった製品の研究・開発に努めていく所存である。

当連結会計年度における研究開発費の総額は385百万円である。

(1) 住宅建材事業

近年、世界規模での森林資源の減少により、地球温暖化や野生生物の減少などの地球環境保全の問題がクローズアップされ、違法伐採対策、二酸化炭素削減の面からも、再生産可能かつ循環型資源である木材の有効利用は、ますますその重要度を増しているといえる。

また、日本国内ではスギなどの戦後の植林木が伐採に適した時期を迎えてきており、昨今の外材高騰により内地材の利用技術についても求められている。

木材資源の枯渇を防ぐために当社グループは、ニュージーランドの約68,000ヘクタールの広大な森でニュージープインを植林から伐採まで30年輪伐システムで管理し、その良質なニュージープインを最大限に有効活用するための研究開発や、国産材の有効利用に向けた研究開発、住空間を意識した製品開発を進めている。

研究開発の内容としては、①ニュージープイン無垢材がもつ調湿性や意匠性などの特性をより活かすための加工・処理・塗装に関する研究や、②木材の狂う・腐る・燃えるという特性の改良を行い、木材の用途拡大・高機能化を目指す研究、③木質資源の有効利用という観点から、木質資源全般を対象とした、高機能化・高付加価値化などの木材加工技術・素材開発などが挙げられる。

環境に配慮した健康志向が高まる中での無垢材のもつ調湿性能を活かす製品開発、住まい方や嗜好の多様化に対応した機能性製品の開発例として、高い調湿性能を有するニュージープイン無垢自然塗装「息吹シリーズ」、「押入れセットジュピーノ」、多様化する住まい方に配慮した収納「e・r・a・b o間仕切り家具」などが挙げられる。

この結果、支出した研究開発費は322百万円である。

(2) 住宅設備機器事業

ユーザーの好みの多様化に対応すべく製品の開発に注力し、機能性を重視したシステムキッチンの開発に取り組んでいる。ハウスメーカー向けにはデザイン性も重視した製品開発に力を入れている。

また、米国子会社においては、米国のキッチンキャビネットの市場により受け入れられる機能性、デザイン性を追及して研究開発に努めている。そして、環境に配慮した製品開発にも努めている。

この結果、支出した研究開発費は54百万円である。

(3) プラント事業

主力のステンレスパネルタンク、ストレージタンクなどユーザーの要望に応えるべく価格競争力のある製品開発に努め、より生産効率の向上を目指すべく研究開発に努めている。

この結果、支出した研究開発費は8百万円である。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表作成にあたって、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積もりを行っている。

当社は過去の実績や提出日現在時点での状況に基づく合理的な見積もりと判断を行っているが、見積もりの実際の結果は見積もりと異なる場合がある。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、143,520百万円であり、前年同期に比べ32,756百万円増加となり、為替レートの変動による影響額7,383百万円を除けば、25,372百万円の増加である。

そのうち株式買収目的で平成18年10月24日に設立したIGC株式会社を通じて、株式会社ベルテクノの株式を友好的TOBにより取得し、平成18年12月27日に連結子会社となったことにより、ベルテクノの総資産分が連結調整前で25,184百万円である。

主な資産の増加額として、為替レートの変動による影響額を除けば、前年同期に比べ現金及び預金は2,821百万円、受取手形及び売掛金が6,717百万円、たな卸資産が6,151百万円、固定資産が10,213百万円増加した。

主な要因としては、ベルテクノグループを取得したことによるものである。有形固定資産は当社の収納システム工場の設備投資、JUKEN NEW ZEALAND LTD.における設備投資及び山林取得によるものである。無形固定資産としてベルテクノ取得に伴うのれん2,246百万円が連結調整計算により増加している。

主な負債の増加額として、為替レートの変動による影響額を除けば、前年同期に比べ社債及び借入金金が6,135百万円増加した。主な要因としてベルテクノグループの取得によるものである。

当連結会計年度の純資産は、48,752百万円となり前年同期に比べ13,422百万円増加し、為替レート変動による影響額1,889百万円を除けば、11,533百万円増加した。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における連結売上高は88,797百万円(前年同期比26.5%増)、連結経常利益は3,125百万円(前年同期比620.2%増)、連結当期純利益4,817百万円(前年同期は当期純損失2,983百万円)となった。

住宅関連業界においては、中華人民共和国などの木材輸入の増加と東南アジアの伐採規制の強化で木材の国際価格は上昇しており、また、新設住宅着工戸数は、全体では前年同期と比べ4.4%増となった。雇用・所得環境が改善していることに加え、地価の下げ止まり、団塊ジュニア世代の住宅取得なども住宅着工戸数全体の下支えの要因となった。当社の得意とする持家分野は平成18年に入って増加に転じ前年比1.5%の増加となった。当社グループは、下半期において従来の住宅建材事業と住宅設備機器事業の融合による業務上のシナジー効果をめざし、住宅設備メーカー(株)ベルテクノの株式を友好的TOBにより取得し完全子会社化した。

当連結会計年度において、従来のウッドワンの住宅建材事業としては「無垢の木のぬくもりを味わえる」ジュピーノシリーズを中心に新製品の投入・拡販に努め、収益面では、合板価格の高騰によるコストアップ要因はあったものの、価格の値戻しやコスト削減を行った結果、住宅建材事業の売上高は、74,714百万円(前年同期比6.4%増)となった。売上構成として、合板床板は、主に大衆商品のみならず、自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売が好調となり前年同期に比べ20.1%の増収となった。造作材は低価格商品や無垢を基調としたジュピーノシリーズは微増となったが、主に採算性を考慮して販売先を選定した結果、売上高が減少し前年同期に比べ1.4%減少した。その他海外子会社において、ニュージーランド国内のみならず、オーストラリアへ合板用の材料、中東向け建設用の材料の売上が好調であった。

(株)ベルテクノ株式取得により、従来のウッドワングループの連結売上高に加え、下半期の(株)ベルテクノのキッチン・洗面・浴槽の住宅設備機器事業の売上高9,524百万円、同じく給排水衛生機器・染色機械などのプラント事業の売上高4,558百万円が増加した。

販売費及び一般管理費は23,989百万円(前年同期比18.7%増)となり、主にベルテクノグループが連結範囲に含まれることにより従来のベルテクノグループ販管費3,285百万円、のれん償却費217百万円によるものである。

特別利益として主に為替差益としてJUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金に関わる為替評価差益、企業再編の一環としてSINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD.から沃達王国際有限公司への機能移転に伴う期末の為替換算損失を合算して3,612百万円を計上している。特別損失には時価評価による投資有価証券評価損、固定資産及び美術品の減損損失を計上している。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、4,396百万円であり、主な内訳として株式会社ウッドワンは住宅建材事業において、収納システム工場等の工場機械設備に800百万円、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の生産設備及び山林投資等に3,064百万円行っている。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び関係会社)における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	従業員 数 (人)
			面積(㎡)	金額 (百万円)					
技術開発部 (広島県廿日市市)	住宅建材 事業	その他設備 (製品開発、 生産管理)	3,214	21	153	28	15	218	39
支店・営業所	同上	販売業務	7,340	209	228	2	42	482	383
本社製造部 (広島県廿日市市) 串戸工場	同上	造作材製造	14,329	112	226	165	2	507	72
宮内工場	同上	室内ドア製造	2,778	60	87	78	3	229	26
本社事務所	同上	その他 (事務総括)	51,386	2,474	635	2	1,138	7,457	150
本社工場	同上	階段加工 収納機器製造			1,410	1,411	57		308
物流センター	同上	倉庫			252	10	64		59
階段工場2課	同上	単板加工	6,519	51	139	26	2	221	8
プレカット工場	同上	プレカット	2,916	19	27	39	0	87	20
東海製造部 愛知県 蒲郡工場(蒲郡市)	同上	合板床板、 その他の合板 製造	39,799	290	204	521	4	1,021	90
集成材工場 (豊橋市)	同上	集成材 プレカット	63,302	651	198	196	11	1,057	62
床材工場 (豊橋市)	同上	内壁材、 造作材、 合板床板製造	37,819	491	76	155	3	727	40
ジュビーノドア工場 (豊橋市)	同上	室内ドア製造 プレカット	46,275	1,199	333	456	16	2,507	126
物流センター (豊橋市)	同上	倉庫			458	2	39		44
茨城県 関東事業所 (坂東市)	同上	倉庫 プレカット	43,756	1,872	1,133	77	39	3,123	70
岩手県 東北プレカット工場 (紫波郡紫波町)	同上	プレカット	16,470	85	124	5	0	215	2
北海道 北海道物流 (夕張郡栗山町)	同上	倉庫	23,406	89	97	13	0	4	1

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	金額 (百万円)					
ニュージー ランド	住宅建材事業	賃貸設備	—	—	—	3,555	—	3,555	—
フィリピン 共和国	同上	賃貸設備	—	—	—	729	—	729	—

- (注) 1 本社事務所・本社工場・物流センターは、土地を共有している。
2 ジュピーノドア工場・東海物流センターは、土地を共有している。
3 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。
4 現在重要な休止中の設備はない。
5 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりである。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社事務所 (広島県廿日市市)	住宅建材事業	コンピュータ関係設備	204	739
		コンピュータソフト関係	9	32
		電話設備他	11	26

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積(㎡)	金額 (百万円)					
(株)中国住建	工場 (島根県鹿足郡)	住宅建材 事業	木質床板製造 設備	16,080	94	29	78	1	203	27
(株)ベルテクノ	工場 (愛知県一宮市)	住宅設備 機器事業	厨房、洗面機器 製造設備	15,910	930	—	—	—	930	56
	工場 (愛知県一宮市)	プラント事業	給排水衛生機器 製造設備	2,218	160	7	5	5	179	35
	名古屋支店 他37ヵ所	住宅設備 機器事業	販売設備	3,973	482	25	—	0	508	211
	東京支店 他13ヵ所	プラント事業	同上	—	—	1	—	1	2	52
	本社 (愛知県一宮市)	住宅設備 機器事業	その他設備 (福利厚生施 設等を含む)	6,189	323	83	—	1	409	7
(株)ベルテクノ プラント工業	工場 (岐阜県美濃市)	プラント事業	給排水衛生機器 製造設備	10,074	324	229	22	1	577	184

- (注) 1 (株)ベルテクノプラント工業の土地のうち、青森工場については、青森県上北郡七戸町より無償にて17,831㎡の提供を受けている。
2 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
(株)ベルテクノ	本社 (愛知県一宮市) 名古屋支店等 営業部門	住宅設備機器事業 プラント事業	木製加工機、車両他	27	35
			コピー機等	21	20

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積(m ²)	金額 (百万円)					
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	工場 (ニュージー ランドオー クランド市)	住宅建材 事業	山林経営 木製品等 製造設備	132,600,568	2,069	5,245	6,597	26,320	40,230	900
住建(上海) 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市)	同上	集成材 木製内装建材 製造設備	— (82,672)	—	322	380	209	912	257
JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.	工場 (フィリピン 共和国 スービック)	同上	構造材の製造 設備	— (91,578)	—	691	2	6	700	336
沃達王木業 (上海) 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市)	同上	木質床板製造 設備	— (84,759)	—	395	534	65	995	114
Canyon Creek Cabinet Company	工場 (米国 ワシントン州 モンロー市)	住宅設備 機器事業	キッチン キャビネット 製造設備	65,560	442	1,005	564	70	2,083	636
Beltecno Malaysia Sdn. Bhd	工場 (マレーシア セランゴール 州)	同上	厨房機器部品 製造設備	— (9,329)	—	17	137	2	158	53
上海百特 諾厨衛設備 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市)	同上	同上	— (14,687)	—	158	2	2	163	40

- (注) 1 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。
 2 現在重要な休止中の設備はない。
 3 (外書)は、賃借設備である。
 4 その他は主として工具器具備品である。なお、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の「その他」には「立木勘定」26,116百万円が含まれている。
 5 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備は、下記のとおりである。

会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	住宅建材事業	コピー機他	6	11

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末(平成19年3月末)現在における重要な設備の新設等の計画はない。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末(平成19年3月末)現在における重要な設備の除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	82個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	82,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	173個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	173,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	185個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	185,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	500個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 855円 資本組入額 428円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	500個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 843円 資本組入額 422円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡及び質入れは認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
 交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	100,000,000個(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月11日～ 平成20年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 平成18年6月29日第54回定時株主総会において、継続承認を得ている。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、または株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、ならびに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)
- ④ 中間法人
- ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社
- ⑥ その者が当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 前二項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。

- ① 特定大量保有者
- ② 特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に定義される。)
- ③ 特定大量保有者の特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に定義される。)
- ④ 中間法人
- ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行および信託会社

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	100,000,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成17年7月11日～ 平成20年9月30日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価額 及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	—

(注) 1 平成18年6月29日第54回定時株主総会及び平成19年6月28日第55回定時株主総会において、継続承認を得ている。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、または株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

①当社

②当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)

③当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)

④中間法人

⑤中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

⑥その者が当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 前二項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に定義される。)
 - ③ 特定大量保有者の特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に定義される。)
 - ④ 中間法人
 - ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

4 取得条項に関する事項

以下は、平成17年6月29日開催の第53回定時株主総会でご承認をいただいた発行要項に記載されている新株予約権の消却についての内容であるが、会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴い、会社法下では取得条項付新株予約権(対価が無償のもの)とみなされる。(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令13条1項)

消却事由及び消却手続き

- (a) 当社の企業価値を最大化する買収等である場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

- (b) 委任状勧誘合戦等の結果、株主提案により取締役の過半数が選任された場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

- (c) 法制度の改正等により適切な企業価値防衛策を採用する場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

(行使条件が成就する場合)

新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社

- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)

- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)

- ④ 中間法人

- ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

- ⑥ その者が当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

5 信託の設定の状況

委託者	有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	行使条件の成就(以下「受益者確定事由」という。)直後の基準日(※)現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は記録された当社の株主(実質株主を含む。)であって、受託者に対して受益の意思表示を行った者
信託契約締結日	平成17年7月11日
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間終了時までの期間
信託目的	受託者が、信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、受益者確定事由が発生した場合に受益者に新株予約権を交付することを目的とする。
信託財産	新株予約権100,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	本新株予約権発行要項に定める権利発動事由が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき当社の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	原則として、受益者が保有する当社の株式1株当たり新株予約権2個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

※基準日とは、信託契約締結後、社債、株主等の振替に関する法律が施行される日までは、株券等の保管及び振替に関する法律31条1項各号の日を意味し、社債、株式等の振替に関する法律が施行される日以後は、同法159条1項各号の日又は同条8項に基づき総株主通知が行われる日を意味するものとする。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成12年6月6日	△366,000	49,209,846	—	7,324	—	7,815

(注) 自己株式の利益による消却によるものである。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	51	26	152	57	—	1,893	2,179	—
所有株式数 (単元)	—	16,499	412	8,277	4,161	—	19,483	48,832	377,846
所有株式数 の割合(%)	—	33.80	0.84	16.95	8.52	—	39.89	100	—

(注) 1 自己株式2,188,512株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ2,188単元及び512株記載されている。

2 証券保管振替機構名義の株式5,000株は、「その他の法人」の欄に5単元記載されている。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,933	5.96
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,292	4.66
中本信子	広島県廿日市市	1,681	3.42
中本祐昌	広島県廿日市市	1,638	3.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
中本利夫	広島県廿日市市	1,150	2.34
中本昭文	広島県廿日市市	1,148	2.33
中本国香	広島県廿日市市	1,142	2.32
計	—	17,384	35.33

- (注) 1 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数2,933千株は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、大日本インキ化学工業(株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式980千株である。
- 2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数2,292千株は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式1,549千株である。
- 3 当社は自己株式を2,188千株(4.45%)所有しているが、上記には含んでいない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,188,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,644,000	46,644	—
単元未満株式	普通株式 377,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,644	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式5,000株(議決権5個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式512株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1-1	2,188,000	—	2,188,000	4.45
計	—	2,188,000	—	2,188,000	4.45

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、自己株式取得方式によるストックオプション制度及び新株予約権方式によるストックオプション制度を採用している。

当該制度の内容は次のとおりである。

① 自己株取得方式

当該制度は、旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づき、当社が自己株式を買付ける方法により、平成13年6月28日第49回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して付与することを平成13年6月28日の定時株主総会において決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
株式の種類	普通株式
株式の数	202,000株
譲渡価額	918円 (注)
権利行使期間	平成15年7月1日～平成21年6月30日
権利行使についての条件	退任時は権利喪失(ただし、取締役会が承認したときはこの限りではない。) 権利の譲渡・質入れ・相続の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により譲渡価額を調整する。ただし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

② 新株予約権方式

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月27日第50回定時株主総会、平成15年6月27日第51回定時株主総会、平成16年6月29日第52回定時株主総会及び平成17年6月29日第53回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件(無償)をもって新株予約権を発行することを平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日及び平成17年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。また、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、平成18年6月29日第54回定時株主総会及び平成19年6月28日第55回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件(無償)をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日及び平成19年6月28日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり740円 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり910円 (注)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	185,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,020円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり855円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり843円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,407	1,132
当期間における取得自己株式	—	—

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	26,945	27,242
当期間における取得自己株式	985	977

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	21,000	15,798	—	—
保有自己株式	2,188,512	1,914,743	2,335	2,272

(注) 当期間における保有自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実をはかる方針である。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株6円とし、中間配当金6円と合わせて、12円とした。

内部留保金の使途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定である。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月9日 取締役会決議	282	6.00
平成19年6月28日 定時株主総会決議	282	6.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	1,055	1,081	1,180	955	1,184
最低(円)	550	679	780	640	751

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月
最高(円)	1,148	1,144	1,094	1,034	1,102	1,050
最低(円)	984	1,011	951	943	978	958

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 名誉会長	—	中 本 利 夫	昭和4年5月24日生	昭和22年8月 中本材木店に入社 昭和27年4月 (株)中本林業(現(株)ウッドワン)設立、専務取締役 昭和52年2月 当社代表取締役社長 平成2年6月 JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 平成15年12月 当社取締役名誉会長(現在に至る)	(注)3	1,150
代表取締役 社長	—	中 本 祐 昌	昭和35年12月12日生	昭和59年4月 当社に入社 平成3年6月 当社取締役技術センター部長 平成7年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼商品企画部長兼技術開発部長 平成9年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼技術開発部長 平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役経営統括本部長 平成12年12月 JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.代表取締役社長(現在に至る) 平成13年6月 (株)中国住建代表取締役社長(現在に至る) 同 (株)住建造作材(現 (株)ウッドジョイ)代表取締役社長(現在に至る) 同 (株)ジュウケン特販代表取締役社長(現在に至る) 同 当社代表取締役社長(現在に至る) 同 住建(上海)有限公司董事長(現在に至る) 同 SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD.代表取締役社長(現在に至る) 平成14年12月 木隆木業(上海)有限公司(現 沃達王木業(上海)有限公司)董事長(現在に至る) 平成15年8月 JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)代表取締役社長(現在に至る) 平成16年9月 沃達王國際有限公司董事長(現在に至る) 平成18年10月 I G C(株)代表取締役社長(現在に至る)	(注)4	1,638
専務取締役	営業本部長	栗 城 孝 司	昭和24年5月18日生	昭和48年4月 当社に入社 平成2年6月 当社取締役東海事業部長兼集成材工場長 平成9年6月 当社常務取締役営業本部長兼物流部長 平成13年6月 当社専務取締役営業本部長(現在に至る)	(注)4	2
取締役	営業推進部長 開発営業部長	岩 井 茂 樹	昭和25年8月13日生	昭和49年4月 当社に入社 平成7年2月 当社参与首都圏ブロック長兼東京支店長 平成9年6月 当社取締役東京支店長 平成10年4月 当社取締役営業推進部長 平成18年4月 当社取締役営業推進部長兼開発営業部長(現在に至る)	(注)4	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	東海製造部長	増田 望	昭和25年12月15日生	昭和48年4月 平成8年8月 平成9年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成15年7月 平成19年6月 当社に入社 当社参与収納システム・造作材 (現階段工場)工場長兼資材セン ター(現階段工場2課)部長 当社取締役収納システム・造作材 (現階段工場)・広島単板(現階段 工場2課)各工場長 当社取締役本社製造部長 当社取締役本社製造部長兼物流部 長 当社取締役本社製造部長兼物流部 長兼購買部長 当社取締役東海製造部長(現在に 至る)	(注)4	11
取締役	本社製造部長 物流部長 購買部長	竹田 平	昭和30年7月23日生	昭和53年4月 平成5年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年8月 平成19年6月 当社に入社 当社参与関連事業室長 当社執行役員東海製造部長 当社取締役東海製造部長 当社取締役、JUKEN NISSHO LTD.(現JUKEN NEW ZEALAND LTD.) 専務取締役 当社取締役本社製造部長兼物流部 長兼購買部長(現在に至る)	(注)3	6
取締役	経理部長	吉岡 孝治	昭和25年10月18日生	昭和48年4月 平成5年5月 平成14年3月 平成15年7月 平成17年6月 当社に入社 当社経理部次長 当社経理部次長兼総務人事部次長 当社経理部長 当社取締役経理部長(現在に至る)	(注)3	5
取締役	総務人事部長	澤井 誠	昭和25年2月17日生	昭和48年4月 昭和63年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年6月 同 旧(株)日本興業銀行へ入行 同行仙台支店審査 審査役 興銀リース(株)執行役員福岡支店長 昭和情報機器(株)経理部長 当社顧問 当社取締役総務人事部長(現在に 至る)	(注)3	2
取締役	—	中本 信子	昭和4年1月31日生	昭和34年7月 平成2年5月 平成2年6月 中本造林(株)監査役 同監査役退任 当社取締役(現在に至る)	(注)3	1,681
常勤監査役	—	宮崎 正樹	昭和10年2月17日生	平成5年2月 平成5年4月 平成10年4月 平成13年6月 当社退職 学校法人鈴峯学園経理課長 学校法人鈴峯学園理事法人事務局 長 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)5	2
監査役	—	肥和野 邦夫	昭和4年10月9日生	昭和58年6月 昭和62年6月 平成8年6月 同 平成9年3月 平成9年10月 平成10年6月 中国塗料(株)常務取締役 大竹化学(株)代表取締役社長 大竹化学(株)代表取締役会長 明新産業(株)代表取締役社長 大竹明新化学(株)顧問 肥和野技術士事務所所長(現在に 至る) 当社監査役(現在に至る)	(注)5	10
監査役	—	村岡 卓夫	昭和12年2月7日生	昭和63年7月 平成元年7月 平成3年7月 平成6年7月 平成7年7月 平成8年8月 平成10年9月 平成11年6月 三原税務署長 広島国税局直税部法人税課長 広島国税局総務部人事第一課長 広島東税務署長 広島国税局調査査察部長 村岡税理士事務所所長(現在に 至る) 当社顧問税理士 当社監査役(現在に至る)	(注)6	1
監査役	—	須山 正敏	昭和19年1月11日生	昭和42年3月 平成3年2月 平成7年2月 平成16年6月 当社に入社 当社情報システム部次長 当社総務人事部次長 当社監査役(現在に至る)	(注)5	3
監査役	—	竹廣 隆	昭和19年1月14日生	昭和41年4月 平成12年6月 平成14年1月 同 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 (株)広島銀行へ入行 同行広報文化部長 (株)広島銀行退職 (株)ひろぎんディーシーカード入社 (株)ひろぎんディーシーカード常務 取締役 (株)ひろぎんディーシーカード退職 当社監査役(現在に至る)	(注)6	2
計						4,523

- (注) 1 取締役社長 中本祐昌は、取締役名誉会長 中本利夫の次男であり、取締役 中本信子は、同会長の母である。
- 2 監査役 肥和野邦夫、村岡卓夫、竹廣 隆の3氏は、社外監査役である。
- 3 取締役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 監査役の任期は、平成16年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 6 監査役の任期は、平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 7 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入している。
執行役員は7名で、品質管理部長 佐藤寛、プレカット事業部長兼関東事業所長 竹内敏、東日本地区担当営業部長 青木一正、海外営業担当 田宮邦夫、商品企画室長兼㈱ベルテクノ担当 大山晶一、JUKEN NEW ZEALAND LTD. 担当 川戸宏之、生産管理室副部長兼生産技術室副部長兼技術開発部基礎開発課長 高橋雄二で構成している。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員職務の執行について、厳正な監視を行っている。

また、取締役会は、平成19年3月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上をはかるため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規定やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。

会計監査は西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はない。

(2) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

(3) 会計監査の状況

当社は、西日本監査法人と会社法監査及び証券取引法監査について監査契約を締結している。

業務を執行した公認会計士の氏名

金本 善行、梶田 滋

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 6名

(4) 役員報酬の内容

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	9	182	5	34	14	217	(注) 1
利益処分による役員賞与	9	55	5	5	14	60	
株主総会決議に基づく退職慰労金	—	—	—	—	—	—	
計		238		39		277	(注) 2

(注) 1 株主総会で承認を受けた報酬額は、取締役については平成9年6月27日定時株主総会決議により月額25百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人給与は除く)、監査役については昭和62年6月26日定時株主総会決議により月額3百万円以内とされている。

2 上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人給与及び賞与44百万円を支給している。

(5) 監査報酬の内容

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に 20百万円
規定する業務に基づく報酬

上記以外の業務に基づく報酬はない。

(6) 取締役の定数及び選解任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を9名以内としている。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行うこととし、解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしている。

(7) その他

(新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入について)

当社は、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記の通り、第一回SPC方式信託型セキュリティプラン(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式)の継続導入、および第二回事前警告型セキュリティプラン(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式)を企業価値防衛策として導入することにつき承認を得た。

第一回SPC方式信託型セキュリティプラン

- | | |
|--------------|---|
| ① 新株予約権の発行目的 | 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。 |
| ② 株式の種類 | 普通株式 |
| ③ 割当先 | 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに全て |
| ④ 新株発行の予定株数 | 1億株(1株につき1個) |
| ⑤ 新株予約権発行価額 | 無償とする。 |
| ⑥ 発行日 | 平成17年7月11日 |
| ⑦ 行使価額 | 1株につき1円 |
| ⑧ 行使期間 | 新株予約権の発行日から平成20年9月30日までに株券等保有割合又は新株等所有割合が20%以上となる特定大量保有者が現れたことを取締役会が認識し公表した場合、基準日現在の株主のうち希望者に対して1株当たり新株予約権2個を無償で分配し、新株予約権を行使することができる。 |

第二回事前警告型セキュリティプラン

- | | |
|--------------|---|
| ① 新株予約権の発行目的 | 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。
第二回事前警告型セキュリティプランは、第一回SPC方式信託型セキュリティプランの迅速な発動が困難な場合等買収防衛策として適切に機能することが困難な状況が生じた場合に導入されるものである。 |
| ② 株式の種類 | 普通株式 |
| ③ 割当先及び割当方法 | 割当基準日現在の株主に対して1株につき、新株予約権2個を割当てる。 |
| ④ 新株発行の予定株数 | 1億株(1株につき1個)を上限とする。 |
| ⑤ 新株予約権発行価額 | 無償とする。 |
| ⑥ 発行日 | 発行登録日から平成20年9月30日まで株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる特定大量保有者が現れたことを取締役会が認識し公表した後に別途定める。 |
| ⑦ 行使価額 | 1株につき1円 |

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、第54期事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第55期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の連結財務諸表及び第54期事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表については、中央青山監査法人(現 みすず監査法人)により監査を受け、また、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び第55期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表については西日本監査法人より監査を受けている。

なお、当社の監査法人は次のように交代している。

前連結会計年度及び第54期事業年度 中央青山監査法人(現 みすず監査法人)

当連結会計年度及び第55期事業年度 西日本監査法人

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		2,032		4,874	
2 受取手形及び売掛金	※(3) (7)	9,826		16,780	
3 たな卸資産		20,814		27,489	
4 繰延税金資産		280		272	
5 その他	※(3)	1,410		1,621	
貸倒引当金		△31		△134	
流動資産合計		34,332	31.0	50,903	35.5
II 固定資産					
(1) 有形固定資産	※(1)				
1 建物及び構築物	※(4)	12,673		14,555	
2 機械装置及び運搬具		15,455		15,880	
3 土地	※(4)	9,705		13,272	
4 建設仮勘定		448		896	
5 立木勘定		21,583		26,116	
6 その他		1,932		2,032	
有形固定資産合計		61,799	55.8	72,755	50.7
(2) 無形固定資産					
1 のれん		—		2,029	
2 その他		1,761		1,949	
無形固定資産合計		1,761	1.6	3,978	2.7
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券	※(2)	2,782		4,483	
2 美術品		9,073		9,137	
3 繰延税金資産		87		163	
4 その他	※(2) (4)	970		2,343	
貸倒引当金		△43		△244	
投資その他の資産合計		12,870	11.6	15,882	11.1
固定資産合計		76,431	69.0	92,616	64.5
資産合計		110,763	100	143,520	100

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※(7)	8,877		13,617	
2 短期借入金	※(4) (8)	22,641		22,998	
3 1年以内償還予定社債		3,000		3,075	
4 未払法人税等		220		940	
5 未払消費税等		0		155	
6 賞与引当金		450		606	
7 役員賞与引当金		—		60	
8 その他		3,213		4,865	
流動負債合計		38,404	34.7	46,318	32.3
II 固定負債					
1 社債		9,000		13,662	
2 長期借入金	※(4) (8)	25,902		31,942	
3 繰延税金負債		27		846	
4 退職給付引当金		1,057		1,434	
5 その他		102		563	
固定負債合計		36,089	32.6	48,449	33.7
負債合計		74,494	67.3	94,767	66.0
(少数株主持分)					
少数株主持分		940	0.8	—	—
(資本の部)					
I 資本金	※(5)	7,324	6.6	—	—
II 資本剰余金		7,815	7.0	—	—
III 利益剰余金		20,571	18.6	—	—
IV その他有価証券評価差額金		634	0.6	—	—
V 為替換算調整勘定		888	0.8	—	—
VI 自己株式	※(6)	△1,904	△1.7	—	—
資本合計		35,329	31.9	—	—
負債、少数株主持分 及び資本合計		110,763	100	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—		7,324	
2 資本剰余金		—		8,028	
3 利益剰余金		—		24,775	
4 自己株式		—		△1,914	
株主資本合計		—	—	38,214	26.7
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金		—		430	
2 繰延ヘッジ損益		—		145	
3 為替換算調整勘定		—		2,613	
評価・換算差額等合計		—	—	3,189	2.2
III 新株予約権		—	—	43	0.0
IV 少数株主持分		—	—	7,304	5.1
純資産合計		—	—	48,752	34.0
負債純資産合計		—	—	143,520	100

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			70,220	100	88,797	100
II 売上原価			49,207	70.1	60,986	68.7
売上総利益			21,012	29.9	27,811	31.3
III 販売費及び一般管理費	※(1) (2)		20,211	28.8	23,989	27.0
営業利益			801	1.1	3,821	4.3
IV 営業外収益						
1 受取利息		6			90	
2 受取配当金		32			56	
3 仕入割引		79			52	
4 賃貸料収入		94			111	
5 為替差益	※(3)	664			364	
6 投資有価証券売却益		—			301	
7 その他		274	1,150	1.6	406	1,383
V 営業外費用						
1 支払利息		935			1,298	
2 売上割引		549			604	
3 持分法による投資損失		—			45	
4 その他		31	1,517	2.2	131	2,080
経常利益			433	0.6		3,125
VI 特別利益						
1 固定資産売却益	※(4)	0			33	
2 貸倒引当金戻入額		5			22	
3 投資有価証券売却益		19			164	
4 為替差益	※(5)	—			3,612	
5 退職給付信託設定益		529			—	
6 その他		9	564	0.8	226	4,058
VII 特別損失						
1 固定資産売却損	※(6)	24			92	
2 固定資産除却損	※(7)	46			80	
3 為替差損	※(8)	3,234			—	
4 投資有価証券売却損		—			3	
5 投資有価証券評価損		101			110	
6 役員退職慰労金		5			—	
7 災害損失	※(9)	110			0	
8 減損損失	※ (10)	65			115	
9 その他		3	3,591	5.1	40	444
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純 損失(△)			△2,592	△3.7		6,739
法人税、住民税 及び事業税		301			1,179	
過年度法人税等		260			—	
法人税等調整額		249	810	1.1	△470	709
少数株主利益又は 少数株主損失(△)			△419	△0.6		1,212
当期純利益又は 当期純損失(△)			△2,983	△4.2		4,817

③ 【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			7,815
II 資本剰余金期末残高			7,815
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			24,187
II 利益剰余金増加高			
1 当期純利益			
2 在外子会社の 機能通貨変更に伴う 利益剰余金増加高		137	137
III 利益剰余金減少高			
1 当期純損失		2,983	
2 配当金		710	
3 役員賞与	※	60	3,753
IV 利益剰余金期末残高			20,571

※監査役賞与金を前連結会計年度に5百万円含んでいる。

④ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815	20,571	△1,904	33,806
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当 (注)			△564		△564
役員賞与 (注)			△48		△48
当期純利益			4,817		4,817
株式交換による増加		213			213
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分			△1	18	17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	213	4,204	△10	4,407
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	8,028	24,775	△1,914	38,214

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	634	—	888	1,523	—	940	36,269
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当 (注)				—			△564
役員賞与 (注)				—			△48
当期純利益				—			4,817
株式交換による増加				—			213
自己株式の取得				—			△28
自己株式の処分				—			17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△203	145	1,725	1,666	43	6,364	8,075
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△203	145	1,725	1,666	43	6,364	12,482
平成19年3月31日残高(百万円)	430	145	2,613	3,189	43	7,304	48,752

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)		△2,592	6,739
2 減価償却費		4,481	4,972
3 のれん償却費		—	217
4 減損損失		65	115
5 有形固定資産売却損益等(△は益)		55	158
6 投資有価証券売却損		—	3
7 投資有価証券売却益		—	△465
8 投資有価証券評価損		—	110
9 貸倒引当金の増減額(△は減少額)		△8	△17
10 受取利息及び受取配当金		△38	△147
11 支払利息		935	1,298
12 為替差損益(△は差益)		2,697	△3,873
13 退職給付信託設定益		△529	—
14 役員退職慰労金		5	—
15 売上債権の増減額(△は増加)		△1,389	△466
16 たな卸資産の増減額(△は増加)		△526	△2,868
17 仕入債務の増減額(△は減少)		759	1,462
18 役員賞与支払額		△60	△48
19 その他		△260	1,750
小計		3,596	8,942
20 利息及び配当金の受領額		38	148
21 利息の支払額		△871	△1,271
22 法人税等の支払額		△629	△529
23 役員退職慰労金の支払額		△5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,129	7,291
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金解約による収入		—	20
2 有形固定資産の取得による支出		△5,002	△4,613
3 有形固定資産の売却による収入		24	52
4 投資有価証券の取得による支出		△720	△261
5 投資有価証券の売却による収入		28	4,094
6 子会社株式の取得による支出		—	△4,098
7 その他の資産増加額		△856	△573
投資活動によるキャッシュ・フロー		△6,525	△5,379
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額		3,622	△5,779
2 長期借入れによる収入		12,899	15,498
3 長期借入金の返済による支出		△13,421	△12,557
4 社債の発行による収入		—	5,960
5 社債の償還による支出		—	△3,037
6 自己株式取得による支出		△430	△28
7 連結子会社の自己株式取得による支出		—	△19
8 自己株式売却による収入		—	17
9 配当金の支払額		△710	△565
10 少数株主からの払い込みによる収入		—	1,400
11 その他		—	△115
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,958	772
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		56	△104
V 現金及び現金同等物の増減額		△2,380	2,578
VI 現金及び現金同等物の期首残高		4,412	2,032
VII 現金及び現金同等物の期末残高		2,032	4,610

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結している。 連結子会社10社 ジュークンニュージーランドリミテッド 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ワンズネット(旧株式会社ジュークン特販) 株式会社ウッドジョイ シンガポールジュークンサンギョウプライベートリミテッド ジュークンサンギョウ(フィルズ、)コーポレーション 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王国際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス 上記のうち、沃達王国際有限公司、有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスの2社については、当連結会計年度において新たに業務を開始したため、連結の範囲に含めている。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項なし。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結している。 連結子会社24社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ジュークン特販(旧株式会社ワンズネット) 株式会社ウッドジョイ SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. JUKEN SANGYO(PHILS.) CORP. 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王国際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C 株式会社 株式会社ベルテクノ 株式会社東海ベルテクノ 株式会社ベルテクノプラント工業 株式会社ソーキー 株式会社関東ベルテクノ技研 株式会社ベルテクノトランス 株式会社サンスタージャパン BELTECNO, INC. Canyon Creek Cabinet Company Sokee Corporation 上海百特諾厨衛設備有限公司 百特諾(上海)科貿有限公司 Beltecno Malaysia Sdn. Bhd 新規……14社 上記のうち、I G C(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めている。 連結子会社のうち、(株)ベルテクノ、(株)東海ベルテクノ、(株)ベルテクノプラント工業、(株)ソーキー、(株)関東ベルテクノ技研、(株)ベルテクノトランス、(株)サンスタージャパン、BELTECNO, INC.、Canyon Creek Cabinet Company、Sokee Corporation、上海百特諾厨衛設備有限公司、百特諾(上海)科貿有限公司、Beltecno Malaysia Sdn. Bhd. は、I G C(株)が平成18年12月に公開買付けにより株式を取得した会社であり、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数……2社 湖南遠大鈴木住房設備有限公司 (株)キッチンスタジオ なお、上記2社については、株式会社ベルテクノ他12社をI G C株式会社が平成18年12月に公開買付けによって連結対象会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。 (2) 持分法を適用していない関連会社(株)ベルテクノ技研)は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建(上海)有限公司及び沃達王木業(上海)有限公司の決算日は12月31日である。 連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。 また、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっている。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっている。</p> (ロ) たな卸資産 主として、製品・仕掛品・原材料(主要材料)は移動平均法に基づく低価法によっている。 原材料(補助材料)、貯蔵品は最終仕入原価法に基づく低価法によっている。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産については、主として定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用している。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっている。	<p>(3) 持分法適用会社は、決算日が12月31日で、連結決算日と異なるが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用している。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建(上海)有限公司、沃達王木業(上海)有限公司、上海百特諾厨衛設備有限公司及び百特諾(上海)科貿有限公司の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっている。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっている。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。</p> (ロ) たな卸資産 (住宅建材事業) 製品・仕掛品・原材料(主要材料)は、主として移動平均法による低価法によっている。 原材料(補助材料)・貯蔵品は、最終仕入原価法による低価法によっている。 (住宅設備機器事業) 製品・仕掛品・原材料は、総平均法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。 (プラント事業) 製品・仕掛品・原材料は、主として個別法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっている。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額のうち、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上している。 在外連結子会社には賞与の制度がないので、引当金の計上は行っていない。</p> <p>(ハ) _____</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 但し、在外連結子会社であるジューケンニューゼalandリミテッドは、現地ニューゼalandにおける一般に公正妥当と認められた会計基準を採用している。 ニューゼaland基準は、日本基準と異なり予定取引に対する為替予約について、長短の区別なしにヘッジの有効性を評価し、有効である場合には、ヘッジ会計(為替予約レートにより外貨建取引及び金銭債権債務等を換算する方法)を適用している。 なお、期末時点における一年を超える長期先物為替予約契約の未決済残高は21,086百万円(円売り・ニューゼalandドル買い)であり、時価評価差額は2,738百万円(評価益)となっている。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 同左</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上している。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。 但し、海外連結子会社である JUKEN NEW ZEALAND LTD. は、現地ニューゼalandにおける一般に公正妥当と認められた会計基準を採用している。 ニューゼalandの基準は、日本基準と異なり予定取引に対する為替予約について、長短の区別なしにヘッジの有効性を評価し、有効である場合には、ヘッジ会計(為替予約レートにより外貨建取引及び金銭債権債務等を換算する方法)を適用している。 なお、期末時点における一年を超える長期先物為替予約契約の未決済残高は、18,062百万円(円売り・ニューゼalandドル買い)であり、時価評価差額は6,289百万円(評価益)となっている。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額677百万円(9百万ニュージーランドドル)を含めている。 (ロ) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっている。</p> <p>6 _____</p> <p>7 連結調整勘定の償却に関する事項 該当事項なし。</p> <p>8 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、当該連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。</p> <p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。 また金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。 特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額801百万円(9百万ニュージーランドドル)を含めている。 (ロ) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんの償却は、5年間の定額法により償却を行っている。</p> <p>7 _____</p> <p>8 _____</p> <p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

会計処理の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。これにより減損損失65百万円を特別損失に計上したため、税金等調整前当期純損失は同額増加している。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。</p> <p>(退職給付に係る会計基準) 当連結会計年度から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準委員会 平成17年3月16日 企業会計基準第3号)及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年3月16日 企業会計基準適用指針第7号)を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微である。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は41,258百万円である。 また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が43百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が60百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(在外連結子会社の機能通貨変更)</p> <p>在外連結子会社であるジューケンサンギョウ(フィルズ)コーポレーションは、従来現地通貨であるフィリピンペソで財務諸表を作成していましたが、機能通貨が円であることに鑑み、当連結会計年度より円で財務諸表を作成する方法に変更している。この変更により、営業利益は94百万円増加し、経常利益は193百万円減少、税金等調整前当期純損失は193百万円増加している。また、この変更により期首の利益剰余金が137百万円増加している。</p> <p>なお、この変更は、フィリピン共和国の会計基準の変更により機能通貨での財務諸表の作成が義務化され、当連結会計年度の下期において円で財務諸表を作成する方法に変更しているため、当中間連結会計期間は従来の方法によっていた。当中間連結会計期間において当連結会計年度と同一の会計処理を行った場合、従来の方法と比較して、営業利益は3百万円減少し、経常損失は64百万円減少、税金等調整前中間純損失は64百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、58,404百万円である。</p> <p>※(2) ———</p> <p>※(3) ———</p> <p>※(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 担保提供資産</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 5百万円(簿価) (投資その他の資産)</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 上記に対応する債務</p> <p style="padding-left: 40px;">長期借入金 5百万円</p> <p>※(5) 当社の発行済株式総数は普通株式49,209千株である。</p> <p>※(6) 当社が保有する自己株式の数は普通株式2,181,160株である。</p> <p>※(7) ———</p>	<p>※(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、66,398百万円である。</p> <p>※(2) 関係会社に対するものは、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 40px;">投資有価証券(株式) 1百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 316百万円 (投資その他の資産)</p> <p>※(3) 手形債権の流動化 (株)ベルテクノにおいて手形の流動化を行った。このため、受取手形は、1,575百万円減少し、資金化していない部分332百万円は、その他(流動資産)に計上している。</p> <p>※(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 担保提供資産</p> <p style="padding-left: 40px;">建物及び構築物 1,002百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">土地 274</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 5 (投資その他の資産)</p> <p style="padding-left: 40px;">計 1,282</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 上記に対応する債務</p> <p style="padding-left: 40px;">長期借入金 1,380百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">短期借入金 83</p> <p style="padding-left: 40px;">計 1,463</p> <p>※(5) ———</p> <p>※(6) ———</p> <p>※(7) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。</p> <p style="padding-left: 40px;">受取手形 229百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">支払手形 1</p> <p>※(8) 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成19年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																						
<p>※(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">運送費</td><td style="text-align: right;">4,200百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">2,551</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">3,502</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">235</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">77</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,497</td></tr> </table> <p>※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、472百万円である。</p> <p>※(3) 為替差益にはジュケンニュージーランドリミテッドにおける為替予約解約益416百万円(5百万ニュージーランドドル)が含まれている。</p> <p>※(4) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> </table> <p>※(5) ———</p> <p>※(6) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24</td></tr> </table> <p>※(7) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">35</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46</td></tr> </table> <p>※(8) 為替差損 ジュケンニュージーランドリミテッドの外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい為替相場の変動により、異常な為替差損が発生したため、特別損失として表示している。また企業再編の一環としてシンガポール子会社から香港子会社への機能移転に伴い一時的に発生した特殊要因の期末の為替換算損失を特別損失として表示している。</p> <p>※(9) 災害損失 災害損失は、主に当連結会計年度に発生したジュケンニュージーランドリミテッドのトライボード工場の火災によるものを含んでいる。内容は、復旧修繕費用、保険免責額および操業停止期間の操業損失である。</p>	運送費	4,200百万円	広告宣伝費	2,551	給料手当	3,502	賞与引当金繰入額	235	退職給付費用	77	賃借料	1,497	機械装置及び運搬具	0百万円	建物及び構築物	5百万円	機械装置及び運搬具	16	その他(工具器具備品)	2	計	24	建物及び構築物	5百万円	機械装置及び運搬具	35	その他(工具器具備品)	4	計	46	<p>※(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">運送費</td><td style="text-align: right;">4,467百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">1,977</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">3,674</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">234</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">138</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,452</td></tr> </table> <p>※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、385百万円である。</p> <p>※(3) ———</p> <p>※(4) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33</td></tr> </table> <p>※(5) JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差益は、著しい為替相場の変動により、異常な為替差益が発生したため、特別利益として表示している。また企業再編の一環としてシンガポール子会社から香港子会社への機能移転に伴い一時的に発生した特殊要因の期末の為替換算損失を為替差益と合算して特別利益として表示している。</p> <p>※(6) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">92</td></tr> </table> <p>※(7) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">80</td></tr> </table> <p>※(8) ———</p> <p>※(9) ———</p>	運送費	4,467百万円	広告宣伝費	1,977	給料手当	3,674	賞与引当金繰入額	234	退職給付費用	138	賃借料	1,452	建物及び構築物	1百万円	機械装置及び運搬具	2	土地	9	その他(工具器具備品)	0	無形固定資産 (ソフトウェア)	19	計	33	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	88	その他(工具器具備品)	4	計	92	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	73	その他(工具器具備品)	4	計	80
運送費	4,200百万円																																																																						
広告宣伝費	2,551																																																																						
給料手当	3,502																																																																						
賞与引当金繰入額	235																																																																						
退職給付費用	77																																																																						
賃借料	1,497																																																																						
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																						
建物及び構築物	5百万円																																																																						
機械装置及び運搬具	16																																																																						
その他(工具器具備品)	2																																																																						
計	24																																																																						
建物及び構築物	5百万円																																																																						
機械装置及び運搬具	35																																																																						
その他(工具器具備品)	4																																																																						
計	46																																																																						
運送費	4,467百万円																																																																						
広告宣伝費	1,977																																																																						
給料手当	3,674																																																																						
賞与引当金繰入額	234																																																																						
退職給付費用	138																																																																						
賃借料	1,452																																																																						
建物及び構築物	1百万円																																																																						
機械装置及び運搬具	2																																																																						
土地	9																																																																						
その他(工具器具備品)	0																																																																						
無形固定資産 (ソフトウェア)	19																																																																						
計	33																																																																						
建物及び構築物	0百万円																																																																						
機械装置及び運搬具	88																																																																						
その他(工具器具備品)	4																																																																						
計	92																																																																						
建物及び構築物	2百万円																																																																						
機械装置及び運搬具	73																																																																						
その他(工具器具備品)	4																																																																						
計	80																																																																						

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
※(10)減損損失 当社グループは、以下の遊休固定資産及び美術品について減損損失を計上した。				※(10)減損損失 当社グループは、以下の固定資産及び美術品について減損損失を計上した。			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、美術品	37	本社 広島県 廿日市市	住宅建材 生産設備他	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 美術品	0 12 53
その他	生産設備他	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品	27	山口県 山口市他	住宅設備機器 販売設備	建物及び構築物 その他	30 6
<p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。なお、これらの資産は減損の兆候がないため、減損損失を認識していない。この他、使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、取得価額の5%を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p> <p>その内訳は、本社37百万円(内、構築物0百万円、機械及び装置14百万円、工具器具及び備品15百万円、美術品7百万円)、その他27百万円(内、建物3百万円、構築物0百万円、機械及び装置22百万円、車両運搬具0百万円、工具器具及び備品1百万円)である。</p>				愛知県 蒲郡市	住宅建材 生産設備	機械装置及び運搬具	4
				岐阜県 瑞浪市	住宅設備機器 生産設備	機械装置及び運搬具 その他	3 0
				その他	生産設備・ 販売設備他	機械装置及び運搬具 その他	2 1
				計		115	
				<p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、原則として回収可能価額は正味売却価額を使用し、一部不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p>			

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	—	—	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,181	28	21	2,188

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

ストック・オプション(新株予約権)の権利行使による減少 21千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権	普通株式	100,000	—	—	100,000	—
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	43
合計			100,000	—	—	100,000	43

(注) 1 第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2 スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	282	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	282	6.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	282	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,032百万円	現金及び預金勘定 4,874百万円
現金及び現金同等物 2,032	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △263
	現金及び現金同等物 4,610
	2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
	株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりである。
	(株)バルテクノ連結(平成18年10月1日現在)
	流動資産 12,150百万円
	固定資産 12,620
	流動負債 △9,328
	固定負債 △7,512
	のれん △1,723
	(株)バルテクノ株式の取得価額 6,204
	(株)バルテクノ連結の現金及び現金同等物 △2,106
	差引：(株)バルテクノ取得のための支出 4,098

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																		
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																		
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																														
機械装置 及び運搬具	201	86	115	機械装置 及び運搬具	300	105	162	32																														
その他 (工具器具 備品他)	1,280	318	962	その他 (工具器具 備品他)	1,516	561	127	827																														
合計	1,482	404	1,077	合計	1,816	667	290	859																														
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>778百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,077百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み法により算定し ている。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>246百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>246百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっている。</p>				未経過リース料期末残高相当額		1年内	299百万円	1年超	778百万円	合計	1,077百万円	支払リース料	246百万円	減価償却費相当額	246百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>319百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>705百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,024百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>165百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>291百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>252百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	319百万円	1年超	705百万円	合計	1,024百万円	リース資産減損勘定期末残高	165百万円	支払リース料	291百万円	リース資産減損勘定の取崩額	38百万円	減価償却費相当額	252百万円	減損損失	一百万円
未経過リース料期末残高相当額																																						
1年内	299百万円																																					
1年超	778百万円																																					
合計	1,077百万円																																					
支払リース料	246百万円																																					
減価償却費相当額	246百万円																																					
未経過リース料期末残高相当額																																						
1年内	319百万円																																					
1年超	705百万円																																					
合計	1,024百万円																																					
リース資産減損勘定期末残高	165百万円																																					
支払リース料	291百万円																																					
リース資産減損勘定の取崩額	38百万円																																					
減価償却費相当額	252百万円																																					
減損損失	一百万円																																					
<p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はない。</p>				<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>161百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>263百万円</td> </tr> </table>					未経過リース料		1年内	102百万円	1年超	161百万円	合計	263百万円																						
未経過リース料																																						
1年内	102百万円																																					
1年超	161百万円																																					
合計	263百万円																																					

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,280	2,345	1,064
	その他	5	5	0
	小計	1,285	2,350	1,064
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	27	27	△0
	その他	—	—	—
	小計	27	27	△0
合計		1,313	2,378	1,064

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
28	19	—

(3) 時価評価されていない主な有価証券(平成18年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	403

(4) その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額(平成18年3月31日)

内容	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
その他有価証券		
その他	5	—
合計	5	—

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(101百万円)を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,432	2,410	977
	その他	—	—	—
	小計	1,432	2,410	977
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,900	1,554	△346
	その他	—	—	—
	小計	1,900	1,554	△346
合計		3,333	3,964	631

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損60百万円を計上している。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
4,094	465	3

(3) 時価評価されていない主な有価証券(平成19年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	456
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	60
非上場債券	2

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(50百万円)を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

① 取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っている。

また、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

当社グループは、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っている。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

また、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

② 取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

③ 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

④ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項(平成18年3月31日)

該当事項なし。

また、為替予約取引を行っているが、ヘッジ会計を適用しているため注記の対象から除いている。

当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

① 取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。

② 取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

金利関連のデリバティブ取引については、現在、変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針である。

③ 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク、金利スワップ取引においては、市場金利によるリスクをそれぞれ有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

④ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項(平成19年3月31日)

該当事項なし。

また、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っているが、いずれもヘッジ会計を適用しているので注記の対象から除いている。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の在外子会社は現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。

また、従業員の退職等の際して割増退職金を支払う場合がある。

なお、当社においては期中より退職給付信託を設定している。

2 退職給付債務に関する事項(平成18年3月31日)

	前連結会計年度
イ 退職給付債務	△2,115百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	1,088
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,026
ニ 未認識数理計算上の差異	△4
ホ 連結貸借対照表計上純額(ハ+ニ)	△1,030
へ 前払年金費用	26
ト 退職給付引当金(ホ-へ)	△1,057

(注) 1 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	前連結会計年度
イ 勤務費用	159百万円
ロ 利息費用	41
ハ 期待運用収益	△2
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	28
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	228

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%(但し、在外子会社においては11%)
ハ 期待運用収益率	1%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。)

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の在外子会社は現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

なお、当社は適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行した。

2 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日)

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	△3,409百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	2,027
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,382
ニ 未認識数理計算上の差異	13
ホ 連結貸借対照表計上純額(ハ+ニ)	△1,369
ヘ 前払年金費用	26
ト 制度移行処理前退職給付引当金(ホ+ヘ)	△1,395
チ 制度移行に伴う退職給付引当金増加額	△38
リ 退職給付引当金(ト+チ)	△1,434

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	当連結会計年度
イ 勤務費用	196百万円
ロ 利息費用	49
ハ 期待運用収益	△12
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	267
ヘ 制度移行に伴う損失	38
計(ホ+ヘ)	305

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.5～2% (但し、在外子会社においては11%)
ハ 期待運用収益率	0.5～1%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年(但し、一部国内子会社においては8年) (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">746百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">181</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">64</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">290</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">91</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,402</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△323</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,078</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△213</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△439</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△748</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">330</td></tr> </table>	退職給付引当金	746百万円	未払事業税	27	賞与引当金	181	減価償却費	64	未実現利益	290	その他	91	繰延税金資産小計	1,402	評価性引当金	△323	繰延税金資産合計	1,078	圧縮記帳積立金	△95	退職給付信託設定益	△213	その他	△439	繰延税金負債合計	△748	繰延税金資産の純額	330	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">883百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">245</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">408</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">413</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">807</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">2,831</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△1,652</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,179</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△211</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△565</td></tr> <tr><td>全面時価評価による評価差額</td><td style="text-align: right;">△478</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△240</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△1,590</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△410</td></tr> </table>	退職給付引当金	883百万円	未払事業税	73	賞与引当金	245	減価償却費	408	未実現利益	413	その他	807	繰延税金資産小計	2,831	評価性引当金	△1,652	繰延税金資産合計	1,179	圧縮記帳積立金	△95	退職給付信託設定益	△211	その他有価証券評価差額金	△565	全面時価評価による評価差額	△478	その他	△240	繰延税金負債合計	△1,590	繰延税金負債の純額	△410
退職給付引当金	746百万円																																																												
未払事業税	27																																																												
賞与引当金	181																																																												
減価償却費	64																																																												
未実現利益	290																																																												
その他	91																																																												
繰延税金資産小計	1,402																																																												
評価性引当金	△323																																																												
繰延税金資産合計	1,078																																																												
圧縮記帳積立金	△95																																																												
退職給付信託設定益	△213																																																												
その他	△439																																																												
繰延税金負債合計	△748																																																												
繰延税金資産の純額	330																																																												
退職給付引当金	883百万円																																																												
未払事業税	73																																																												
賞与引当金	245																																																												
減価償却費	408																																																												
未実現利益	413																																																												
その他	807																																																												
繰延税金資産小計	2,831																																																												
評価性引当金	△1,652																																																												
繰延税金資産合計	1,179																																																												
圧縮記帳積立金	△95																																																												
退職給付信託設定益	△211																																																												
その他有価証券評価差額金	△565																																																												
全面時価評価による評価差額	△478																																																												
その他	△240																																																												
繰延税金負債合計	△1,590																																																												
繰延税金負債の純額	△410																																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.1</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">1.2</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△5.2</td></tr> <tr><td>一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額</td><td style="text-align: right;">△28.3</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">1.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.4</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">10.5</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	住民税均等割等	1.2	評価性引当金	△5.2	一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額	△28.3	のれん償却額	1.3	その他	△0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5																																								
法定実効税率	40.4%																																																												
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1																																																												
住民税均等割等	1.2																																																												
評価性引当金	△5.2																																																												
一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額	△28.3																																																												
のれん償却額	1.3																																																												
その他	△0.4																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5																																																												

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 43百万円

- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

- (1) スtock・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成13年12月10日から平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成16年7月1日から平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成15年9月30日から平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成18年7月1日から平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、当社執行役員5名	当社取締役9名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成17年7月1日から平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成20年7月1日から平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	202,000	94,000	182,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	12,000	9,000
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	202,000	82,000	173,000

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	500,000	—
付与(株)	—	—	500,000
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	500,000	500,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	185,000	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	185,000	—	—

② 単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910
行使時平均株価(円)	—	873	874
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,020	855	843
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	234

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年Stock・オプション
株価変動性(注) 1	35.273%/年
予想残存期間(注) 2	5.5年
予想配当(注) 3	12円
無リスク利率(注) 4	1.466%/年

- (注) 1 5.5年(平成13年1月から平成18年7月)の株価実績に基づき算出している。
2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。
3 平成18年3月期の配当実績によっている。
4 予測残存期間に対応する期間の国債の利回りである。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当グループは日本産業分類上、「木材及び木製品製造業」のみであるので、事業の種類別セグメント情報を記載していない。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器 事業(百万円)	プラント事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	74,714	9,524	4,558	88,798	(0)	88,797
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	74,714	9,524	4,558	88,798	(0)	88,797
営業費用	71,248	9,459	4,051	84,759	216	84,976
営業利益	3,466	65	507	4,038	(217)	3,821
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	127,022	15,706	9,478	152,206	(8,686)	143,520
減価償却費	4,782	144	29	4,956	217	5,174
資本的支出	4,347	227	1	4,575	2,246	6,821

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主要な製商品

(1) 住宅建材事業 造作材、床材、内装材、構造材

(2) 住宅設備機器事業 厨房機器、洗面機器、浴槽機器

(3) プラント事業 給排水衛生機器、染色整理機械

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、217百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は2,029百万円であり、ベルテクノ株式取得に関わるのれんである。

5 事業区分の変更

事業区分の方法について、従来、日本産業分類上、「木材及び木製品製造業」のみであるので、事業の種類別セグメント情報を記載していないが、当連結会計年度より、I G C(株)が(株)ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、事業分野が拡大したことに伴い、事業の実態を反映した、より適正なセグメントで「住宅建材事業」「住宅設備機器事業」「プラント事業」に変更した。

6 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が60百万円増加し営業利益が同額減少している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が43百万円増加し営業利益が同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	67,386	2,755	63	14	70,220	—	70,220
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	46	12,393	5,042	1,831	19,313	(19,313)	—
計	67,432	15,149	5,105	1,846	89,534	(19,313)	70,220
営業費用	66,851	15,230	5,211	2,004	89,297	(19,878)	69,418
営業利益又は 営業損失(△)	580	△80	△105	△158	236	564	801
II 資産	74,162	38,655	18,692	10,141	141,652	(30,888)	110,763

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する国または地域。
 その他の地域……シンガポール、フィリピン共和国
 3 当連結会計年度において在外連結子会社であるジューケンサンギョウ(フィルズ.)コーポレーションの機能通貨を変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「その他の地域」において営業利益は94百万円増加し資産に対する影響は軽微である。
 4 地域区分の変更
 当連結会計年度より、従来「その他の地域」に含まれていた「中華人民共和国」については、沃達王國際有限公司の新規連結に伴い資産が連結資産の10%以上となったため区分掲記している。
 なお、前連結会計年度における「その他の地域」に含まれる「中華人民共和国」の外部顧客に対する売上高は4百万円、セグメント間の内部売上高又は振替高は1,184百万円、営業損失は4百万円、資産は3,804百万円である。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	78,631	5,218	4,640	282	25	88,798	—	88,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	—	14,462	6,806	4,953	26,240	(26,241)	(0)
計	78,649	5,218	19,103	7,088	4,979	115,039	(26,241)	88,797
営業費用	76,553	4,853	17,700	7,068	4,927	111,103	(26,127)	84,976
営業利益	2,095	365	1,402	20	51	3,935	(113)	3,821
II 資産	100,018	5,298	45,938	20,329	11,429	183,014	(39,494)	143,520

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する国または地域。
 その他の地域……シンガポール、フィリピン共和国、マレーシア
 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、217百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。
 4 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は2,029百万円であり、ベルテクノ株式取得に関わるのれんである。
 5 地域区分の変更
 地域区分の変更について、当連結会計年度よりIGC(株)が(株)ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、地域が拡大したことに伴い、「米国」を区分掲記した。
 6 会計方針の変更
 「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「日本」が60百万円増加し営業利益が同額減少している。
 「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「日本」が43百万円増加し営業利益が同額減少している。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、その記載を省略している。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
I 海外売上高	5,218	4,384	9,603
II 連結売上高	—	—	88,797
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.9	4.9	10.8

(注) その他には、主にニュージーランド、中華人民共和国が含まれている。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社取締役中本利夫の近親者が100%を直接所有	なし	固有製品の仕入、販売	外壁材の仕入	1,052	買掛金等	85
								山林枝打ち費用	1		
								システム使用料収入	1		
	株式会社住建リース	広島県廿日市市	30	合板足場板のリース及びエクステリア事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を直接所有	なし	部材の賃加工	部材の賃加工	51	買掛金等	4
	株式会社広島リゾート	広島県廿日市市	55	リゾート事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を間接所有	兼任2名	研修会議施設の賃借	研修会議施設の賃借	12	立替金	5
										未払金	1
	株式会社きのこ屋本舗	広島県廿日市市	30	きのこの栽培及び販売	当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有	兼任2名	贈答用品の購入	贈答用品	4	未払金	0
								派遣収入	2	未収入金	0

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

2 取引金額には消費税等が含まれていない。

3 期末残高には消費税等が含まれている。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役中本祐昌の近親者が100%を直接所有	なし	固有製品の仕入、販売	外壁材の仕入 山林枝打ち費用	941 3	買掛金等	74
	株式会社住建リース	広島県廿日市市	30	合板足場板のリース及びエクステリア事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を直接所有	なし	部材の賃加工	部材の賃加工	42	買掛金等	3
	株式会社広島リゾート	広島県廿日市市	55	リゾート事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を間接所有	兼任2名	研修会議施設の賃借	研修会議施設の賃借	17	立替金 未払金	4 1
	株式会社きこの屋本舗	広島県廿日市市	30	きこの栽培及び販売	当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有	兼任2名	贈答用品の購入	贈答用品	4	未払金	0
	株式会社ワンズネット	広島県廿日市市	0	コンピュータソフトウェアの開発及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	兼任1名	ソフトウェアの売却	ソフトウェアの売却(注2)	92	未収入金	96
	株式会社mimozax	横浜市神奈川区	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	なし	特許権の売却	特許権の売却(注3)	230	未収入金 立替金	241 9

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

- 2 ソフトウェアの売却価格は、独立した第三者による評価書を勘案して決定している。
- 3 特許権の売却価格は、独立した第三者による評価書を勘案して決定している。
- 4 取引金額には消費税等が含まれていない。
- 5 期末残高には消費税等が含まれている。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	750円22銭	1株当たり純資産額	880円53銭
1株当たり当期純損失	64円32銭	1株当たり当期純利益	102円45銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	102円13銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	—	48,752
普通株式に係る純資産額(百万円)	—	41,403
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	—	43
少数株主持分	—	7,304
普通株式の発行済株式数(株)	—	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	—	2,188,512
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数(株)	—	47,021,334

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益及び当期純損失 (△)(百万円)	△2,983	4,817
普通株式に係る当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)	△3,032	4,817
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)		
利益処分による役員賞与金	48	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	48	—
普通株式の期中平均株式数(株)	47,136,018	47,026,447
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	—	148,175株
普通株式増加数	—	148,175株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	1 旧商法第210条ノ2 第2項の規定に基づ く株式譲渡請求権の 潜在株式の数 202,000株 2 新株予約権の潜在株 式の数 100,961,000株	新株予約権の潜在株式の 数 100,185,000株

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>平成18年4月17日開催の取締役会の決議に基づき、第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を発行している。その概要は次のとおりである。</p> <p>第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)</p> <p>①発行価額の総額 6,000百万円</p> <p>②発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>③利率 年2.90%</p> <p>④払込期日 平成18年4月27日</p> <p>⑤償還期限 平成23年10月25日 (満期一括償還)</p> <p>⑥資金使途 借入金返済</p> <p>新株予約権の付与</p> <p>平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会における決議を受け、当社取締役、執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を付与している。</p> <p>この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7)ストックオプション制度の内容」に記載している。</p> <p>シンジケートローンによる長期資金調達に伴う</p> <p>当社は平成18年6月28日付けで、株式会社広島銀行をアレンジャーとして、下記のとおりシンジケート方式によるタームローン契約を締結している。</p> <p>シンジケートローンの概要</p> <p>(1) 契約金額 6,000百万円</p> <p>(2) 契約締結日 平成18年6月28日</p> <p>(3) 借入実行日 平成18年6月30日</p> <p>(4) 借入期間 5年間</p> <p>(5) 借入形態 タームローン</p> <p>(6) 資金使途 事業資金</p> <p>(7) アレンジャー ㈱広島銀行</p> <p>(8) コ・アレンジャー ㈱みずほコーポレート銀行</p> <p>(9) エージェント ㈱広島銀行</p> <p>(10) 参加金融機関 ㈱広島銀行 ㈱みずほコーポレート銀行 農林中央金庫 ㈱三井住友銀行 ㈱三菱東京UFJ銀行 他</p> <p>(11) 担保 なし</p> <p>シンジケートローンによる資金調達</p> <p>複数の金融機関が協調融資団を組成するシンジケートローンを利用することにより、借入条件の統一化、事務手続きの合理化を目的としている。</p>	<p>当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、翌連結会計年度の損益に与える影響額は特別利益242百万円の予定である。</p>

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第3回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成15年 2月25日	2,000	—	1.20	無担保社債	平成19年 2月23日
当社	第4回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成15年 2月25日	2,000	2,000 (2,000)	1.31	無担保社債	平成20年 2月25日
当社	第5回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成15年 2月25日	1,000	1,000 (1,000)	0.44	無担保社債	平成20年 2月25日
当社	第6回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成15年 2月28日	1,000	—	1.27	無担保社債	平成19年 2月28日
当社	第7回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000	1.53	無担保社債	平成21年 9月7日
当社	第8回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000	1.77	無担保社債	平成22年 9月7日
当社	第9回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成18年 4月27日	—	6,000	2.90	無担保社債	平成23年 10月25日
株式会社 ベルテクノ	第5回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成15年 9月26日	—	237 (75)	1.01	無担保社債	平成22年 9月24日
株式会社 ベルテクノ	第7回無担保社債 (株式会社大垣共 立銀行保証付およ び適格機関投資家 限定)	平成16年 10月25日	—	500	1.01	無担保社債	平成21年 10月23日
株式会社 ベルテクノ	第8回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成17年 12月30日	—	500	0.70	無担保社債	平成20年 12月30日
株式会社 ベルテクノ	第9回無担保社債 (株式会社三菱東 京U F J銀行保証 付および適格機関 投資家限定)	平成18年 9月25日	—	500	0.80	無担保社債	平成21年 9月25日
合計	—	—	12,000	16,737 (3,075)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額である。

2 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
3,075	575	4,075	3,012	6,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	14,817	10,750	3.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,824	12,247	3.1	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	25,902	31,942	3.1	平成20年4月 ～27年12月
その他の有利子負債	—	5	1.8	—
合計	48,544	54,945	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	11,298	9,445	7,470	1,587

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第54期 (平成18年3月31日)		第55期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		1,616		1,375	
2 受取手形	※(8)	1,919		2,025	
3 売掛金	※(7)	7,650		8,156	
4 製品		6,115		6,468	
5 原材料		2,816		3,948	
6 仕掛品		4,866		5,975	
7 貯蔵品		343		531	
8 前払費用		305		118	
9 繰延税金資産		245		209	
10 短期貸付金	※(7)	1,070		3,730	
11 未収入金	※(7)	639		541	
12 仮払金		36		36	
13 立替金	※(7)	228		285	
14 その他		277		272	
貸倒引当金		△34		△58	
流動資産合計		28,098	38.2	33,617	40.8
II 固定資産					
(1) 有形固定資産	※(2)				
1 建物		6,333		5,931	
2 構築物		299		277	
3 機械及び装置		8,692		7,736	
4 車両運搬具		31		27	
5 工具器具及び備品		1,495		1,450	
6 土地		7,997		7,997	
7 建設仮勘定		317		477	
有形固定資産合計		25,167	34.2	23,898	29.0
(2) 無形固定資産					
1 ソフトウェア		450		410	
2 水道施設利用権		73		58	
3 電話加入権		31		31	
4 電信電話加入権		4		3	
無形固定資産合計		560	0.8	504	0.6
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券		2,665		2,711	
2 関係会社株式		7,013		8,613	
3 出資金	※(1)	23		23	
4 関係会社出資金		36		39	
5 従業員に対する 長期貸付金		8		9	
6 長期貸付金	※(7)	—		2,500	
7 破産債権・更生債権等		7		43	
8 長期前払費用		48		64	
9 繰延税金資産		87		163	
10 投資不動産	※(3)	97		97	
11 美術品		9,073		9,137	
12 その他		738		1,079	
貸倒引当金		△43		△63	
投資その他の資産合計		19,757	26.8	24,419	29.6
固定資産合計		45,485	61.8	48,822	59.2
資産合計		73,583	100	82,440	100

区分	注記 番号	第54期 (平成18年3月31日)		第55期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形		107		38	
2 買掛金	※(7)	7,850		9,520	
3 短期借入金	※(7)	7,028		2,923	
4 1年以内返済予定 長期借入金	※(9)	1,644		6,047	
5 1年以内償還予定社債		3,000		3,000	
6 未払金	※(7)	2,251		2,172	
7 未払費用	※(7)	234		319	
8 未払法人税等		297		880	
9 未払事業所税		32		31	
10 預り金		74		180	
11 賞与引当金		445		432	
12 役員賞与引当金		—		60	
13 その他		225		197	
流動負債合計		23,191	31.5	25,805	31.3
II 固定負債					
1 社債		9,000		12,000	
2 長期借入金	※(1) (9)	7,512		10,364	
3 退職給付引当金		1,037		1,045	
4 その他	※(7)	273		296	
固定負債合計		17,823	24.2	23,706	28.8
負債合計		41,014	55.7	49,512	60.1
(資本の部)					
I 資本金	※(4)	7,324	10.0	—	—
II 資本剰余金					
資本準備金		7,815		—	
資本剰余金合計		7,815	10.6	—	—
III 利益剰余金					
1 利益準備金		836		—	
2 任意積立金					
(1) 土地圧縮積立金		140		—	
(2) 別途積立金		17,470		—	
3 当期末処分利益		292		—	
利益剰余金合計		18,739	25.5	—	—
IV その他有価証券評価差額金	※(6)	594	0.8	—	—
V 自己株式	※(5)	△1,904	△2.6	—	—
資本合計		32,569	44.3	—	—
負債資本合計		73,583	100	—	—

区分	注記 番号	第54期 (平成18年3月31日)		第55期 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—		7,324	
2 資本剰余金					
資本準備金		—		7,815	
資本剰余金合計		—		7,815	
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—		836	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		—		17,070	
土地圧縮積立金		—		140	
繰越利益剰余金		—		965	
利益剰余金合計		—		19,012	
4 自己株式		—		△1,914	
株主資本合計		—	—	32,238	39.1
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金		—		501	
2 繰延ヘッジ損益		—		144	
評価・換算差額等合計		—	—	646	0.8
III 新株予約権		—	—	43	0.1
純資産合計		—	—	32,928	39.9
負債純資産合計		—	—	82,440	100

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	第54期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)		第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高					
1 製品売上高		66,733		69,062	
2 原材料売上高		612	67,346	594	69,657
II 売上原価					
1 製品期首棚卸高		6,059		6,115	
2 当期製品仕入高	※(7)	12,992		14,453	
3 当期製品製造原価	※(7)	35,984		35,790	
合計		55,036		56,359	
4 他勘定振替高	※(1)	317		273	
5 製品期末棚卸高		6,115	48,603	6,468	49,618
売上総利益			18,742		20,038
III 販売費及び一般管理費	※(2)				
1 運送費		3,858		3,863	
2 広告宣伝費		2,542		1,960	
3 販売手数料		621		633	
4 貸倒引当金繰入額		2		41	
5 役員報酬		211		217	
6 役員賞与引当金繰入額		—		60	
7 株式報酬費用		—		43	
8 給料手当		2,863		2,953	
9 賞与		621		741	
10 賞与引当金繰入額		234		233	
11 退職給付費用		77		118	
12 法定福利費		512		546	
13 厚生費		165		181	
14 交際費		218		231	
15 旅費交通費		555		569	
16 通信費		352		341	
17 光熱費		117		122	
18 消耗品費		375		346	
19 租税公課		219		214	
20 事業所税		31		30	
21 減価償却費		1,360		1,199	
22 図書費		16		17	
23 会議費		4		2	
24 修繕費		159		164	
25 保険料		99		82	
26 賃借料		1,434		1,382	
27 車両費		178		190	
28 手数料		31		32	
29 研究費		269		170	
30 雑費		1,121	18,256	1,384	18,077
営業利益			485		1,961
			27.8		28.8
			27.1		26.0
			0.7		2.8

区分	注記 番号	第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
IV 営業外収益					
1 受取利息		38		118	
2 受取配当金		30		37	
3 仕入割引		78		51	
4 賃貸料収入	※(7)	583		606	
5 為替差益		44		6	
6 その他		216	991	228	1,049
			1.5		1.5
V 営業外費用					
1 支払利息		257		328	
2 社債利息		166		321	
3 社債発行費		—		39	
4 売上割引		549		592	
5 その他		15	987	72	1,355
			1.5		1.9
経常利益			489		1,654
			0.7		2.4
VI 特別利益					
1 固定資産売却益	※(3)	—		20	
2 投資有価証券売却益		19		1	
3 貸倒引当金戻入益		5		—	
4 退職給付信託設定益		529		—	
5 特許権利譲渡益		—		129	
6 償却資産税還付金等		—		95	
7 その他		0	554	—	247
			0.8		0.4
VII 特別損失					
1 固定資産売却損	※(4)	—		0	
2 固定資産除却損	※(5)	45		80	
3 投資有価証券評価損		101		—	
4 減損損失	※(6)	65		72	
5 役員退職慰労金		5		—	
6 その他		8	225	0	153
			0.3		0.2
税引前当期純利益			817		1,748
			1.2		2.5
法人税、住民税 及び事業税		233		937	
過年度法人税等		260		—	
法人税等調整額		223	716	△75	861
			1.0		1.2
当期純利益			101		886
			0.2		1.3
前期繰越利益			473		
中間配当額			282		
当期末処分利益			292		

製造原価明細書

区分	注記 番号	第54期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		26,245	72.1	27,244	73.8
II 労務費	※(1)	4,238	11.7	4,123	11.2
III 経費	※(2)	5,909	16.2	5,531	15.0
当期総製造費用		36,393	100	36,900	100
期首仕掛品棚卸高		4,457		4,866	
合計		40,851		41,766	
期末仕掛品棚卸高		4,866		5,975	
当期製品製造原価		35,984		35,790	

(注) 原価計算の方法は、組別工程別等級別総合原価計算法による。

(脚注)

	第54期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
※(1)	このうちには賞与引当金繰入額210百万円、退職給付費用67百万円を含んでいる。	このうちには賞与引当金繰入額198百万円、退職給付費用106百万円を含んでいる。
※(2)	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 958百万円 外注工賃 1,546 修繕費 604 電力料 341 租税公課 187 消耗品費 728	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 932百万円 外注工賃 1,301 修繕費 554 電力料 324 租税公課 205 消耗品費 728

③ 【利益処分計算書】

株主総会承認日		第54期 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 当期末処分利益			292
II 任意積立金取崩額			
別途積立金取崩額		400	
合計			692
III 利益処分量			
1 株主配当金	※(1)	282	
2 役員賞与金	※(2)	48	330
IV 次期繰越利益			362

※(1) 平成17年12月9日に282百万円(1株につき6円)の中間配当を実施している。

※(2) 監査役賞与金を第54期に4百万円含んでいる。

④ 【株主資本等変動計算書】

第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815
事業年度中の変動額		
別途積立金の取崩(注)		
剰余金の配当(注)		
役員賞与(注)		
当期純利益		
自己株式の取得		
自己株式の処分		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金						
		別途積立金	土地圧縮 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	836	17,470	140	292	18,739	△1,904	31,975	
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩(注)		△400		400	—		—	
剰余金の配当(注)				△564	△564		△564	
役員賞与(注)				△48	△48		△48	
当期純利益				886	886		886	
自己株式の取得					—	△28	△28	
自己株式の処分				△1	△1	18	17	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—		—	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△400	—	673	273	△10	263	
平成19年3月31日残高(百万円)	836	17,070	140	965	19,012	△1,914	32,238	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	594	—	594	—	32,569
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩(注)			—		—
剰余金の配当(注)			—		△564
役員賞与(注)			—		△48
当期純利益			—		886
自己株式の取得			—		△28
自己株式の処分			—		17
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△92	144	52	43	95
事業年度中の変動額合計(百万円)	△92	144	52	43	358
平成19年3月31日残高(百万円)	501	144	646	43	32,928

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

重要な会計方針

第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)子会社株式は移動平均法に基づく原価法によって いる。 (ロ)其他有価証券 (1)時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)に よっている。 (2)時価のないものは移動平均法に基づく原価法に よっている。</p> <p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ)製品・仕掛品・原材料(主要材料)は移動平均法に 基づく低価法によっている。 (ロ)原材料(補助材料)及び貯蔵品は最終仕入原価法に 基づく低価法によっている。</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産の減価償却は、定率法によってい る。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備は除く)については、定額法を採 用している。なお、耐用年数及び残存価額につい ては、法人税法に規定する方法と同一の基準によ っている。また、取得価額10万円以上20万円未 満の少額減価償却資産については、一括償却資産 として、3年間で均等償却する方法によっている。 (ロ)無形固定資産の減価償却は、定額法によってい る。なお、耐用年数については、法人税法に規定 する方法と同一の基準によっている。また、ソフ トウェア(自社利用分)については、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法によってい る。 (ハ)長期前払費用の償却は、均等償却によっている。 なお、償却期間については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によっている。</p> <p>4 _____</p> <p>5 引当金の計上基準 貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権 については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上している。 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回 支給見込額のうち当期に属する月分の要支給見込 額の全額を計上している。 _____</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)同左 (ロ)其他有価証券 (1)時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は、全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっている。 (2)同左</p> <p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ)同左 (ロ)同左</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法 (イ)同左 (ロ)同左 (ハ)同左</p> <p>4 繰延資産の処理方法 社債発行費 支出時に全額費用処理している。</p> <p>5 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左 賞与引当金 同左 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、 支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上 している。</p>

<p style="text-align: center;">第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略している。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法 同左</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。 また、金利関連は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略している。 特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p style="text-align: center;">第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。 これにより税引前当期純利益が65百万円減少している。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。</p> <p>(退職給付引当金) 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成17年3月16日 企業会計基準第3号)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会 平成17年3月16日 企業会計基準適用指針第7号)を適用している。 これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微である。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,739百万円である。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が43百万円減少している。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、60百万円減少している。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	第54期 (平成18年3月31日)	第55期 (平成19年3月31日)
※(1)	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円(簿価) ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円(簿価) ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円
※(2)	有形固定資産の減価償却累計額は36,213百万円である。	有形固定資産の減価償却累計額は37,361百万円である。
※(3)	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円
※(4)	会社が発行する株式の総数 普通株式 196,839千株 発行済株式総数 普通株式 49,209千株	————
※(5)	(自己株式の保有数) 普通株式 2,181,160株	————
※(6)	(配当制限) 有価証券の時価評価により、純資産額が594百万円増加している。 なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されている。	————
	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 ジュケンニュージーラ 28,668百万円 ンドリミテッド (うち17,003百万円は、118百万米ドル 43百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 616百万円 (5百万米ドル) ジュケンサンギョウ 1,188百万円 (フィルズ.)コーポレーション (うち610百万円は、5百万米ドル) 沃達王木業(上海)有限公司 1,313百万円 (11百万米ドル、0百万人民元) 沃達王國際有限公司 587百万円 (5百万米ドル) なお、関係会社の為替予約契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、408百万ニュージーランドドルである。	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 25,105百万円 (うち13,310百万円は、95百万米ドル 24百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 619百万円 (5百万米ドル) JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. 288百万円 沃達王木業(上海)有限公司 1,485百万円 (12百万米ドル、0百万人民元) 沃達王國際有限公司 807百万円 (うち432百万円は、1百万米ドル 17百万香港ドル) なお、関係会社の為替予約契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、348百万ニュージーランドドルである。

	第54期 (平成18年3月31日)	第55期 (平成19年3月31日)																																				
※(7)	<p>関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table> <tr><td>売掛金</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>短期貸付金</td><td>1,070</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>517</td></tr> <tr><td>仮払金</td><td>0</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>216</td></tr> <tr><td>買掛金</td><td>466</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>416</td></tr> <tr><td>その他(固定負債)</td><td>171</td></tr> </table>	売掛金	66百万円	短期貸付金	1,070	未収入金	517	仮払金	0	立替金	216	買掛金	466	未払金	416	その他(固定負債)	171	<p>関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table> <tr><td>売掛金</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>短期貸付金</td><td>3,730</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>412</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>265</td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>買掛金</td><td>331</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>249</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>800</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他(固定負債)</td><td>173</td></tr> </table>	売掛金	5百万円	短期貸付金	3,730	未収入金	412	立替金	265	長期貸付金	2,500	買掛金	331	未払金	249	短期借入金	800	未払費用	0	その他(固定負債)	173
売掛金	66百万円																																					
短期貸付金	1,070																																					
未収入金	517																																					
仮払金	0																																					
立替金	216																																					
買掛金	466																																					
未払金	416																																					
その他(固定負債)	171																																					
売掛金	5百万円																																					
短期貸付金	3,730																																					
未収入金	412																																					
立替金	265																																					
長期貸付金	2,500																																					
買掛金	331																																					
未払金	249																																					
短期借入金	800																																					
未払費用	0																																					
その他(固定負債)	173																																					
※(8)	————	<p>期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。 受取手形 205百万円</p>																																				
※(9)	————	<p>財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成19年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>																																				

(損益計算書関係)

	第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※(1)	この内訳は次のとおりである。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 187百万円 消耗品費他 104 製造勘定 消耗品費他 9 流動資産 未収入金他 12 固定資産 建設仮勘定他 4 営業外収益 その他 △0 営業外費用 その他 0 <hr/> 計 317	この内訳は次のとおりである。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 130百万円 消耗品費他 122 製造勘定 消耗品費他 9 流動資産 未収入金他 7 固定資産 建設仮勘定他 3 <hr/> 計 273
※(2)	一般管理費に含まれる研究開発費は、472百万円である。	一般管理費に含まれる研究開発費は、322百万円である。
※(3)	————	固定資産売却益の内容は、次のとおりである。 車両運搬具 0百万円 工具器具及び備品 0 ソフトウェア 19 <hr/> 計 20
※(4)	————	固定資産売却損の内容は、次のとおりである。 車両運搬具 0百万円
※(5)	固定資産除却損の内容は、次のとおりである。 建物 1百万円 構築物 3 機械及び装置 34 車両運搬具 0 工具器具及び備品 4 <hr/> 計 45	固定資産除却損の内容は、次のとおりである。 建物 2百万円 機械及び装置 72 車両運搬具 1 工具器具及び備品 4 <hr/> 計 80

	第54期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																												
※(6)	<p>減損損失 当社は、以下の遊休固定資産及び美術品について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備他</td> <td>構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、美術品</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>生産設備他</td> <td>建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。なお、これらの資産は減損の兆候がないため、減損損失を認識していない。この他、使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、取得価額の5%を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p> <p>その内訳は、本社37百万円(内、構築物0百万円、機械及び装置14百万円、工具器具及び備品15百万円、美術品7百万円)、その他27百万円(内、建物3百万円、構築物0百万円、機械及び装置22百万円、車両運搬具0百万円、工具器具及び備品1百万円)である。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、美術品	37	その他	生産設備他	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品	27	<p>減損損失 当社は、以下の遊休固定資産及び美術品について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備他</td> <td>構築物、機械及び装置、美術品</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>生産設備</td> <td>機械及び装置</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。なお、これらの資産は減損の兆候がないため、減損損失を認識していない。この他、使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、取得価額の5%を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p> <p>その内訳は、本社65百万円(内、構築物0百万円、機械及び装置12百万円、美術品53百万円)、その他6百万円(機械及び装置6百万円)である。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械及び装置、美術品	65	その他	生産設備	機械及び装置	6	計			72
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																											
本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、美術品	37																											
その他	生産設備他	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品	27																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																											
本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械及び装置、美術品	65																											
その他	生産設備	機械及び装置	6																											
計			72																											
※(7)	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>7,679百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>8,667</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>賃貸料収入</td> <td>497</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	7,679百万円	原材料費	8,667	外注工賃	4	賃貸料収入	497	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>9,153百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>9,679</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>賃貸料収入</td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	9,153百万円	原材料費	9,679	外注工賃	5	賃貸料収入	515												
製品仕入	7,679百万円																													
原材料費	8,667																													
外注工賃	4																													
賃貸料収入	497																													
製品仕入	9,153百万円																													
原材料費	9,679																													
外注工賃	5																													
賃貸料収入	515																													

(株主資本等変動計算書関係)

第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,181	28	21	2,188

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

ストック・オプション(新株予約権)の権利行使による減少 21千株

(リース取引関係)

第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																							
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																				
工具器具 及び備品	1,210	281	928	工具器具 及び備品	1,226	460	765																				
ソフトウェア	36	26	10	ソフトウェア	52	20	32																				
合計	1,247	307	939	合計	1,279	481	798																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>231百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>708百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>939百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低い ため、支払利子込み法により算定して いる。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>188百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>188百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっている。</p>				1年内	231百万円	1年超	708百万円	計	939百万円	支払リース料	188百万円	減価償却費相当額	188百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>567百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>798百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>238百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	230百万円	1年超	567百万円	計	798百万円	支払リース料	238百万円	減価償却費相当額	238百万円
1年内	231百万円																										
1年超	708百万円																										
計	939百万円																										
支払リース料	188百万円																										
減価償却費相当額	188百万円																										
1年内	230百万円																										
1年超	567百万円																										
計	798百万円																										
支払リース料	238百万円																										
減価償却費相当額	238百万円																										
2 オペレーティング・リース取引 (貸主側) 未経過リース料				2 オペレーティング・リース取引 (貸主側) 未経過リース料																							
1年以内		508百万円		1年以内		523百万円																					
1年超		902百万円		1年超		394百万円																					
合計		1,411百万円		合計		917百万円																					
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。				(減損損失について) 同左																							

(有価証券関係)

第54期 (平成18年3月31日)	第55期 (平成19年3月31日)
子会社株式で時価のあるものはない。	同左

(税効果会計関係)

第54期 (平成18年3月31日)	第55期 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 百万円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 百万円
退職給付引当金 740	退職給付引当金 768
未払事業税 27	未払事業税 74
賞与引当金 179	賞与引当金 174
減価償却費 55	減価償却費 63
その他 41	その他 103
繰延税金資産合計 1,044	繰延税金資産小計 1,183
(繰延税金負債)	評価性引当額 △65
退職給付信託設定益 △213	繰延税金資産合計 1,117
圧縮記帳積立金 △95	(繰延税金負債)
その他 △402	退職給付信託設定益 △211
繰延税金負債合計 △711	圧縮記帳積立金 △95
繰延税金資産の純額 332	その他 △437
	繰延税金負債合計 △744
	繰延税金資産の純額 373
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	法定実効税率 40.4%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金されない項目 11.4%	交際費等永久に損金されない項目 5.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.3%
住民税均等割 6.5%	住民税均等割 3.2%
過年度法人税等 31.8%	その他 0.5%
その他 △2.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 87.6%	

(1株当たり情報)

第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	691円52銭	1株当たり純資産額	699円35銭
1株当たり当期純利益	1円13銭	1株当たり当期純利益	18円86銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1円13銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	18円80銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第54期 (平成18年3月31日)	第55期 (平成19年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	—	32,928
普通株式に係る純資産額(百万円)	—	32,884
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	—	43
普通株式の発行済株式数(株)	—	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	—	2,188,512
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	—	47,021,334

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	101	886
普通株式に係る当期純利益(百万円)	53	886
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)		
利益処分による役員賞与金	48	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	48	—
普通株式の期中平均株式数(株)	47,136,018	47,026,447
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	7,267	148,175
普通株式増加数	7,267	148,175
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	1 旧商法第210条ノ2 第2項の規定に基づ く株式譲渡請求権の 潜在株式の数 202,000株 2 新株予約権の潜在株 式の数 100,867,000株	新株予約権の潜在株式の 数 100,185,000株

(重要な後発事象)

第54期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>平成18年4月17日開催の取締役会の決議に基づき、第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を発行している。その概要は次のとおりである。</p> <p>第9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)</p> <p>①発行価額の総額 6,000百万円</p> <p>②発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>③利率 年2.90%</p> <p>④払込期日 平成18年4月27日</p> <p>⑤償還期限 平成23年10月25日 (満期一括償還)</p> <p>⑥資金使途 借入金返済</p> <p>新株予約権の付与</p> <p>平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会における決議を受け、当社取締役、執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権を付与している。</p> <p>この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7)ストックオプション制度の内容」に記載している。</p> <p>シンジケートローンによる長期資金調達に伴う件</p> <p>当社は平成18年6月28日付けで、株式会社広島銀行をアレンジャーとして、下記のとおりシンジケート方式によるタームローン契約を締結している。</p> <p>シンジケートローンの概要</p> <p>(1) 契約金額 6,000百万円</p> <p>(2) 契約締結日 平成18年6月28日</p> <p>(3) 借入実行日 平成18年6月30日</p> <p>(4) 借入期間 5年間</p> <p>(5) 借入形態 タームローン</p> <p>(6) 資金使途 事業資金</p> <p>(7) アレンジャー ㈱広島銀行</p> <p>(8) コ・アレンジャー ㈱みずほコーポレート銀行</p> <p>(9) エージェント ㈱広島銀行</p> <p>(10) 参加金融機関 ㈱広島銀行 ㈱みずほコーポレート銀行 農林中央金庫 ㈱三井住友銀行 ㈱三菱東京UFJ銀行 他</p> <p>(11) 担保 なし</p> <p>シンジケートローンによる資金調達</p> <p>複数の金融機関が協調融資団を組成するシンジケートローンを利用することにより、借入条件の統一化、事務手続きの合理化を目的としている。</p>	<p>当社は平成19年4月1日より適格退職年金制度退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、翌事業年度の損益に与える影響は軽微である。</p>

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
住友林業株	489,000	605
大和ハウス工業株	220,000	425
株みずほフィナンシャルグループ (優先株)	300	300
ナイス株	500,000	221
創建ホームズ株	1,080	178
株F & Aアクアホールディングス	173,700	172
凸版印刷株	106,000	130
住友商事株	43,650	92
株サンヨーハウジング名古屋	480	81
株三井住友フィナンシャルグループ	67	71
株山口フィナンシャルグループ (優先株)	480,252	433
他37銘柄		
計	2,014,529	2,711

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,797	34	11	16,820	10,888	433	5,931
構築物	1,476	10	0 (0)	1,486	1,209	31	277
機械及び装置	31,347	550	828 (18)	31,069	23,333	1,414	7,736
車両運搬具	438	3	28	414	386	6	27
工具器具及び備品	3,004	42	53	2,993	1,543	83	1,450
土地	7,997	—	—	7,997	—	—	7,997
建設仮勘定	317	709	549	477	—	—	477
有形固定資産計	61,380	1,350	1,478 (19)	61,253	37,361	1,968	23,898
無形固定資産							
ソフトウェア	783	174	144	813	403	164	410
水道施設利用権	221	—	—	221	162	14	58
電話加入権	31	—	—	31	—	—	31
電信電話加入権	13	—	—	13	9	0	3
無形固定資産計	1,049	174	144	1,079	574	179	504
長期前払費用	243	69	14	298	233	38	64
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりである。

(機械及び装置)

収納システム工場 1 課

248百万円

生産能力の維持・更新

蒲郡工場

104百万円

生産能力の維持・更新

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額である。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	77	78	—	34	122
賞与引当金	445	432	445	—	432
役員賞与引当金	—	60	—	—	60

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(A) 流動資産

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	5
預金	
当座預金	1,026
普通預金	43
通知預金	300
小計	1,369
計	1,375

ロ 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
小池木材(株)	152
イビケン(株)	132
小林(株)	131
マルコマ(株)	107
(株)新建	101
明和産業(株)他	1,400
計	2,025

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成19年3月31日以前	205	10.1
" 4月30日 "	600	29.7
" 5月31日 "	518	25.6
" 6月30日 "	503	24.9
" 7月31日 "	184	9.1
" 8月1日以降	11	0.6
計	2,025	100

ハ 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)	相手先名	金額(百万円)
三井住商建材(株)	1,694	丸紅建材(株)	185
住友林業(株)	1,134	中部ホームサービス(株)他	4,316
双日建材(株)	625		
伊藤忠建材(株)	200	計	8,156

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回転率(回) $(B) \div \frac{(A) + (D)}{2} = (E)$	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)}$	滞留期間(日) $365 \div (E)$
7,650	73,139	72,633	8,156	9.3	89.9	39.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しているが、上記金額には消費税等が含まれている。

ニ 製品

品名	金額(百万円)
合板床板	1,382
造作材	3,000
その他	2,085
計	6,468

ホ 原材料

品名	金額(百万円)
主要材料	
原木	171
フリッチ等	3,287
小計	3,459
補助材料	
接着剤	17
塗料	9
包装材料	20
その他金具等	440
小計	489
計	3,948

へ 仕掛品

品名	金額(百万円)
合板床板	765
造作材	5,092
その他	117
計	5,975

ト 貯蔵品

品名	金額(百万円)
刃具消耗品	289
その他	241
計	531

(B) 固定資産 投資その他の資産

イ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
沃達王國際有限公司	6,255
I G C(株)	1,600
SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. 他	758
計	8,613

ロ 美術品

品名	金額(百万円)
絵画 454点	7,575
陶磁器 258点	1,450
その他	112
計	9,137

(C) 流動負債

イ 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
製品及び原材料	
ダイセン産業(株)	9
(株)小島	1
兼松日産農林(株)	0
小計	10
経費	
(株)小島	27
兼松日産農林(株)	0
小計	27
計	38

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成19年4月30日以前	11	30.5
" 5月31日 "	10	26.6
" 6月30日 "	8	22.5
" 7月31日 "	7	20.4
計	38	100

ロ 買掛金

相手先	金額(百万円)
双日建材(株)	2,525
住友林業(株)	1,400
三井住商建材(株)	883
住友林業クレスト(株)	747
丸紅(株)建材部木材課	694
伊藤忠建材(株)他	3,268
計	9,520

ハ 1年以内返済予定長期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)広島銀行	1,927
(株)みずほコーポレート銀行	1,697
農林中央金庫	659
(株)三井住友銀行	561
(株)三菱東京UFJ銀行他	1,200
計	6,047

(D) 固定負債

イ 社債

区分	金額(百万円)
第7回無担保社債	3,000
第8回無担保社債	3,000
第9回無担保社債	6,000
計	12,000

(注) 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「⑥連結附属明細表」の「社債明細表」に記載している。

ロ 長期借入金

借入先名	金額(百万円)
株広島銀行	3,371
株みずほコーポレート銀行	2,556
農林中央金庫	1,178
株三井住友銀行	1,143
株三菱東京UFJ銀行	953
日本生命他	1,161
計	10,364

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 100株券 100株未満端数表示株券
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
単元株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号 日本証券代行株式会社大阪支店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき 200円
株券喪失登録	株券喪失登録申請料 1件につき 8,000円 株券登録料 1枚につき 110円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号 日本証券代行株式会社大阪支店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載された1,000株以上所有の株主に対し、次のとおり株主優待券を発行する。
	優待券の種類 (財)ウッドワン美術館招待券
	発行の基準 1,000～4,999株 2枚 5,000～9,999株 5枚 10,000株以上 年間招待券(同伴2名まで)

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

- (1) 発行登録追補書類(社債)及びその添付書類
平成18年4月18日中国財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書(社債)
平成18年6月30日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成18年12月27日関東財務局長に提出。
- (3) 発行登録書(社債)及びその添付書類
平成18年8月23日関東財務局長に提出。
- (4) 発行登録書(新株予約権証券)及びその添付書類
平成18年7月3日関東財務局長に提出。
- (5) 訂正発行登録書(新株予約権証券)
平成18年6月30日、平成18年7月4日、平成18年7月10日、平成18年8月11日、平成18年12月22日、平成18年12月27日関東財務局長に提出。
- (6) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 第54期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月30日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書
平成18年7月14日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書
平成18年12月22日関東財務局長に提出。
- (8) 臨時報告書の訂正報告書
訂正報告書(上記(7)の企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書)を平成18年7月31日関東財務局長に提出。
- (9) 自己株券買付状況報告書
平成18年4月7日、平成18年5月17日、平成18年6月2日、平成18年7月10日関東財務局長に提出。
- (10) 半期報告書
中間会計期間 第55期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成18年12月27日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 早稲田 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大藪 俊治
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金 本 善 行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶 田 滋
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年4月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は、適格退職年金制度の全部について確定拠出年金制度へ移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社ウッドワン
取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 早稲田 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大藪 俊治
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金本善行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶田 滋

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

